

News letter

創刊号
2008.3 No. 1

東北大学法科大学院専門職大学院等教育推進プログラム

心理学的法曹実務教育 プログラムの構築

Contents

1. 心理学的法曹実務教育の構築にあたって	01
2. プログラム概要	02
3. 活動記録	
(1) これまでの活動	03
(2) 活動の概要	04
(3) 活動の詳細	06
2007年12月12日(水) メンタルヘルス講演会 「精神疾患の基礎知識」 講演者 林みづ穂先生 (はあとぼーと仙台)	06
2007年12月25日(火) メンタルヘルス講演会 「神経症性障害—PTSD と解離(多重人格など)—について」 講演者 二木文明先生 (東北文化学園大学)	08
2008年1月18日(金) メンタルヘルス講演会 「ストレス・マネジメントの方法」 講演者 小林愛先生 (仙台国見台病院)	10
2008年2月22日(金) 研究会 「民事訴訟と心理学～法心理学を学ぶにあたって～」 講演者 菅原郁夫先生 (名古屋大学法科大学院)	13

1. 心理学的法曹実務教育の構築にあたって

「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」事業推進責任者

東北大学法科大学院長 坂田 宏



このたび、東北大学法科大学院の「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」と題する教育プロジェクトが平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択されました。（「専門職大学院等教育推進プログラム」とは、法科大学院をはじめ、各専門職大学院が取り組む教育プロジェクトに対して、教育内容・方法の開発・充実等に取り組む特色ある優れた教育プロジェクトを選定し、重点的な財政支援を実施することにより、高度専門職業人養成の推進を図るとともに、専門職大学院の更なる活性化を促進するため、文部科学省が大学改革推進等補助金により支援するものです。）

「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」と題した事業において、東北大学法科大学院では様々な取組を行い、教育水準の向上を図り、その成果を法曹実務教育に還元することを目指しています。すでに、犯罪心理学といった分野は確立

しておりますが、法曹実務教育の重要な領域である民事法の分野では、法と心理の議論は、従来、ともすると法曹個人の勘と経験によってしか認識できなかった問題でありました。「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」というプロジェクトは、これらの諸問題を「法心理学」という体系に従って整理し、よりよい実務活動への指針を策定する先駆的試みであります。

東北大学法科大学院では、以下の 3 つの方向で、この事業に取り組んでゆくつもりであります。第 1 に、東北大学法科大学院と関係する団体等（教育学研究科、医学系研究科、仙台高等・地方・家庭・簡易裁判所、仙台高等・地方検察庁、仙台弁護士会等の公的機関）との積極的連携を図った上で、法科大学院生をも巻き込んだ共同研究会・ワークショップを開きます。第 2 に、法曹に必要な心理学及び精神医学の知見を得るための研修会（メンタルヘルス講座）を開きます。第 3 に、法科大学院生の心理相談を通じて法科大学院制度に伴う心理学的知見を得たいと思います。

平成 19 年度は、第 1 のものとして、法と心理研究会「民事訴訟と心理学——法心理学を学ぶにあたって」（2 月 22 日。講演：菅原郁夫名古屋大学法科大学院教授）、ワークショップ「DV 被害者の心理と法」（2 月 27 日。門間久美子弁護士・村松敦子弁護士（仙台弁護士会））、ワークショップ「モラル・ハラスメントについて」（3 月 3 日。橋本智子弁護士（大阪弁護士会）・熊谷早智子氏、コメンテーター：橋本俊和弁護士（大阪弁護士会））を行いました。研究会では、民事訴訟における証人の心理から始まって、訴訟制度の根幹に至るまでの心理学的知見が紹介されました。また、2 回のワークショップにおいては、DV（ドメスティックバイオレンス）及びモラルハラスメントの観点から、法学と心理学とが共同して対処すべき場合について、有益な示唆が得られました。

第 2 のものとして、仙台の医師・心理療法士によるメンタルヘルス講座（講演会）を行いました。東北大学法科大学院では、すでに今年度前期に試行的に 2 回のメンタルヘルス講座を行っていましたが、「心理学的法曹実務教育の構築」採択後の後期にも 3 回の講演会を開催し、鬱や統合失調症の患者が依頼者となったような場合に、いかに対処するかを学びました。

第 3 のものとして、2008 年 1 月より、心理療法士による学生心理相談室を試行的に月 2 回、開くことにいたしました。今後、その成果を分析し、心理学的知見を生かし、将来の法科大学院にとって必要な制度設計に資したいと願います。

このニュースレター第 1 号は、これらの事業の記録でもあります。読者諸氏のお役に立つことができれば、望外の幸せであります。なお、心理学という、個人の極めてプライベートな領域に関わる学問でもあることから来る制約、具体的には、講演原稿のニュースレターへの掲載について同意が得られないことではありますが、この点はご了承くださいたく存じます。

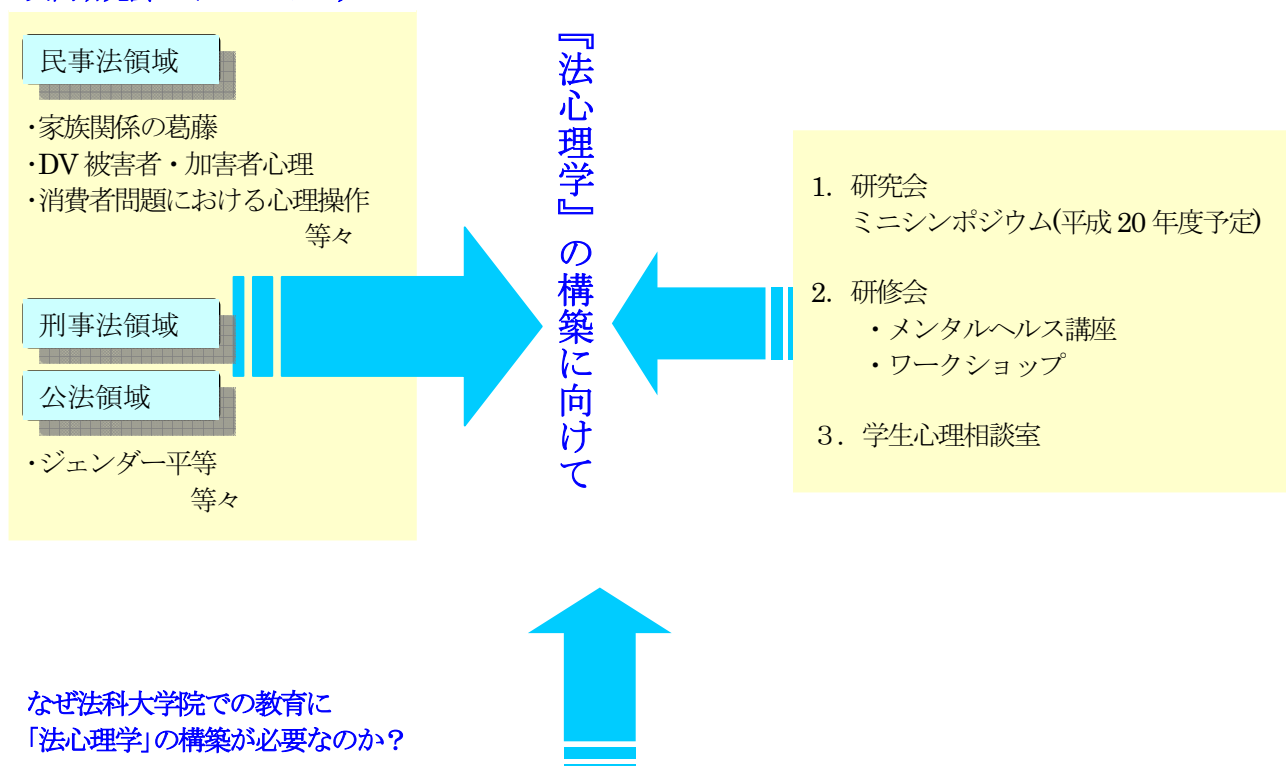
2008 年 3 月

2. プログラム概要

東北大学法科大学院では「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」と題して様々な取り組みを行い、教育水準の向上を図り、法曹実務教育に還元することを目指しています。従来、法曹個人の勘と経験によってしか認識できなかった諸問題を「法心理学」という体系に従って整理し、よりよい実務活動への指針を策定する試みは、おそらく本プログラムが先駆けとなるでしょう。

具体的には、東北大学法科大学院と関係する団体（教育学研究科、医学系研究科、仙台高等・地方・家庭・簡易裁判所、仙台高等・地方検察庁、仙台弁護士会）等との積極的連携を図った上で、研究会・ミニシンポジウム・研修会・ワークショップの企画・開催を通じて、法曹実務教育に必要な法律実務における心理学的要因の分析・検討を行います。

共同研究会・ミニシンポジウム



人間行動を前提とする法律問題の解決にとって、当事者の精神面・心理面での理解を欠いては、良質な司法サービスの提供は期待できません。法曹実務に含まれる心理的問題の検討については、従来から個別の領域において行われてきましたが、これを「法心理学」として総合的に体系化・理論化しようとする試みはなかったものと言えます。今日の心理学や精神医学の進展によって、高度に発達した心理学的知見を、法実務の具体的な場面で活かす方途を探る作業は、今後の法曹活動にとって極めて重要な貢献をなすもので、その意義は極めて大きいと考えます。また、法曹の活動にとって重要な対人的コミュニケーション能力についても、互いの心理面・精神面での動きに対処する方法を身につけていることは、法的処理を円滑かつ充実したものにするためにも不可欠なものと考えます。従来、個別法曹の勘と経験によって OJT で獲得されてきた技法やノウ・ハウを蓄積・分析して理論化することで、その作業の質を一層高めることが期待できます。

3. 活動記録（2007年12月～2008年3月）

（1）これまでの活動

研究会

開催日時	演題	講演者	会場
2008年2月22日(金) 15:00～17:00	「民事訴訟と心理学～法心理学を学ぶにあたって～」	菅原郁夫教授 (名古屋大学法科大学院)	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室

ワークショップ

開催日時	演題	講演者	会場
2008年2月27日(水) 15:30～17:30	「DV被害者の心理と法」	門間久美子弁護士 村松敦子弁護士	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室
2008年3月3日(月) 13:30～15:30	「モラル・ハラスメントについて」	橋本智子弁護士、 熊谷早智子氏、 橋本俊和弁護士(コメンテーター)	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室

※ワークショップの報告は、ニュースレター第2号に掲載予定。

講演会

開催日時	演題	講演者	会場
2007年12月12日(水) 14:40～16:10	「精神疾患の基礎知識」	林みづ穂先生 (はあとぼー と仙台、医学博士、精神保健 指定医)	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室
2007年12月25日(火) 16:20～17:50	「神経症性障害－PTSD と解離 (多重人格など) ーについて」	二木文明先生 (東北文化学 園大学医療福祉学部教授、 精神科医)	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室
2008年1月18日(金) 18:00～19:30	「ストレス・マネジメントの 方法」	小林愛先生 (臨床心理士、 仙台国見台病院)	東北大学法科大学院片平 キャンパス第4講義室

(2) 活動の概要(※開催月日順に掲載しております)

■ 2007 年 12 月 12 日(水) 14:40～16:10 メンタルヘルス講演会

演題「精神疾患の基礎知識」

講師 林 みづ穂 先生

本講演会では、林みづ穂先生（精神科医師・仙台市精神保健福祉総合センターはあとぼーと仙台）より、精神疾患に関する説明がなされた。精神疾患の原因は、一般的に、内因性（統合失調症、躁うつ病など）、外因性（頭部外傷後遺症、老年痴呆、内分泌疾患による精神症状、覚醒剤精神病など）、心因性 PTSD、強迫神経症など）の 3 つに分類される。本講演では、内因性に焦点を当て、その代表的な疾患である統合失調症と気分障害（感情障害、躁うつ病）の症状、経過、治療法、患者への接し方などに関する詳説がなされた。

出席者からは、「今回の講演会を通じて、うつ病に関する正確な知識を得ることができたので、今後、偏見を持たずに患者に接することができる」、「うつ病に関する偏見が少なからずあったが、偏見について正しい理解を深めることができた」などの感想が寄せられ、また、講演後の質疑応答では、林先生に多くの質問が寄せられていたことから、本講演への関心の高さが伺われた。

（講演会の様子：p. 6～p. 8）

■ 2007 年 12 月 25 日(火) 16:20～17:50 メンタルヘルス講演会

演題「神経症性障害－PTSD と解離（多重人格など）－について」

講師 二木 文明 先生

本講演会では、二木文明先生（精神科医師・東北文化学園大学医療福祉学部教授）より、神経症性障害に関するお話を伺った。本講演は、精神疾患の原因の 1 つとして分類される心因、その中でも特に、PTSD（外傷後ストレス障害）と解離性障害（多重人格など）に焦点を当てたものであった。

PTSD に関する説明では、この障害が注目されるようになった背景や、PTSD の外傷となりえる具体的な出来事の例、症状、治療法等についての説明がなされた。

解離性障害に関する説明では、その原因、症状（特に人格特徴）などに関して触れ、また、解離性障害の 1 つである、「心因性もうろう状態」での犯罪例や「東京・埼玉連続幼児誘拐殺人事件」における精神鑑定を取り上げ、「多重人格」による犯罪の鑑定の難しさについての言及がなされた。

さらに、「多重人格」による犯罪の責任能力をどう考えるかに関する先生のご意見を伺うこともできた。

（講演会の様子：p. 8～p. 10）

■ 2008 年 1 月 18 日(金) 18:00～19:30 メンタルヘルス講演会

演題「ストレス・マネジメントの方法」

講師 小林 愛 先生

本講演会では、小林愛先生（臨床心理士・国見台病院）より、ストレスへの対処法に関するお話をお伺いした。小林先生は、予備校で 9 年間カウンセリングをされていた経験があり、本講演は、主に受験期におけるストレスマネジメントに焦点を当てたものであった。

まず最初に、ストレスというものを知るために、ストレス時に陥りやすい心理状態（疲労、不安や焦り）やストレス時に起こりうることなどに関し、基本的なご説明をいただき、ストレス状態に陥らないためにメンタルヘルスを保つ方法として、①生活のリズム、②睡眠時間、③休息のコツ 3 つの側面からアドバイスをいただいた。特に、①生活のリズム、③休息のコツにおけるアドバイスでは、生活のリズムを組み立てるために何を行うべきか、休息時間は何分が良いか、休息時間に何をすることなどの具体例を挙げられ、出席者からも非常に参考になったとの感想が多かった。

（講演会の様子：p. 10～p. 12）

■ 2008年2月22日(金) 15:00～17:00 研究会
 演題「民事訴訟と心理学～法心理学を学ぶにあたって～」
 講師 菅原郁夫 教授

本研究会では、菅原郁夫先生（名古屋大学法科大学院・教授）より、民事訴訟への心理学の応用という側面から、「事実認定」、「紛争解決」の2つに焦点を当てたご講演をいただいた。

まず、本題に入る前に、民事訴訟に応用される心理学の領域に触れ、民事訴訟に応用される心理学の領域は、民事訴訟の目的（司法秩序維持説、権利保護説、紛争解決説、司法サービス説など）のどこに重点を置くかで変わり（例えば、司法秩序や権利保護という側面を強調した場合には、その前提として正確な事実認定について非常に重点が置かれることになり、紛争解決や司法サービスの提供という側面に重点を置く場合には、実質的に紛争を解決することに重点が置かれる）、また、法学同様、心理学も認知心理学、社会心理学、臨床心理学、生理心理学というように研究領域が分かれているとの説明がなされた。

続いて、事実認定を行う際に用いられる心理学として証言心理学に触れ、「証言までのメカニズム」、「現実の記憶」、「証人尋問制度との関係」、「正確な証言を引き出す方法」、「2種類の反対尋問」を中心に紹介がなされた。「証言までのメカニズム」においては、「知覚の不正確さ」や「事後情報の影響」に焦点を当て、エリザベス・ロフタス著『目撃証言』が引用する図やウェボン・フォーカスと呼ばれる現象、ロフタスによる実験などを用いて説明があり、また、「現実の記憶」に関しては、ナイサーによるウォーターゲート事件の公聴会の記録実験、そして「証人尋問制度との関係」においては、リンカーンが弁護士時代に行った裁判における有名な反対尋問の例を取り上げるなど、非常に分かり易く説明がなされた。

また、証言を聞く主体、つまり、事実認定者のことも眺めなければならないという観点から、特に裁判官に焦点を当て、「人間の情報への接し方」、「専門家の判断の落とし穴」、「当事者主義構造・口頭主義の意義」に関して説明がなされた。

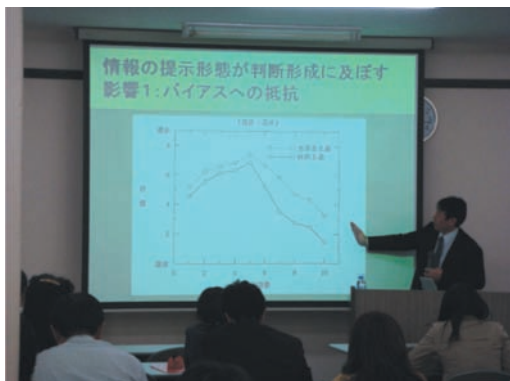
続いて、紛争解決における心理学の応用について触れ、「結果評価と手続評価に関する理論」、「尋問経験の有無と訴訟評価」を中心に詳説があった。特に、「結果評価と手続評価に関する理論」に関する説明では、トム・タイラーの理論やウォーカー、リンドが行った裁判のシミュレーション実験、そして、菅原先生ご自身が最高裁判所の協力を得て裁判の利用者に対して行った調査について触れ、この理論を理解する上で非常に参考となった。

そして、報告のまとめとして、「心理学的視点の統合」で、正確な事実認定を行うことと紛争を解決する際に要求されることとの間で発生する矛盾と、その矛盾を解消するための手続運用のあり方に関して触れ、アクティブ・リスニングなどのメディエーション技術の必要性に関し、言及がなされた。

本研究会の最後に、心理学的な視点を法学に使用した際にもたらされるものは何かということに関し、菅原先生は、「人間不在の理論教育に陥りがちな法科大学院教育の中で、規範論的法理論と人間としての当事者の要求や現実の社会的要請とを結びつけこと」、そして、「裁判実務の科学的合理性の観点を身につけることができるようになること」の重要性を説かれた。

本研究会は、出席者の関心が非常に高く、講演終了後の質疑応答では、出席者から多くの質問が寄せられ、終了時間を大幅にオーバーするほどの盛況であった。

（研究会の様子：p. 13～p. 24）



講演中の菅原郁夫先生



研究会の様子

(3) 活動の詳細 (※開催月日順に掲載しております)

2007 年 12 月 12 日 (水)

メンタルヘルス講演会「精神疾患の基礎知識」

林みづ穂先生

(はあとぼーと仙台、医学博士、精神保健指定医)

◎はじめに

私は、仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）で精神科医として勤務しております。今回は時間にしてはなかなか盛りだくさんな内容ですが、「2 時間分の内容を一般向けに 1 時間 10 分で」という無理難題を、山元先生のキラキラ光る瞳に押されてついお受けしました（笑）。早速、始めさせていただきます。

今後、精神疾患を患った方に関わることも結構あるのではないかと、ということから、「精神疾患の基礎知識」ということで、今回は統合失調症・気分障害についてお話させていただきます。精神疾患についてはあまりお分かりにならない方もいらっしゃるかもしれませんが、非常に基礎的なことからまずはお話致します。

◎精神疾患の成因による分類

精神疾患といいますと、例えば親の育て方とか、何かショッキングなことで心を閉ざしたり傷ついたりして病気になるのではないかと考える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。勿論そういうこともあります。ただ、それだけが原因ではないことも多い、ということをはじめに知っていただくために、精神疾患の成因による分類を見てみます。内因性、外因性、心因性の 3 つです。

このうち、外因性精神疾患は、頭部外傷後遺症など脳そのものがダメージを受けて起こる場合、内分泌疾患など身体の病気にもなって起こる場合、覚せい剤精神病など何か精神に作用する物質を体内に取り入れたことによって起こる場合が含まれます。また、心因性精神疾患には、PTSD (posttraumatic stress disorder, 心的外傷後遺症)、強迫神経症などがあり、その人の性格的な傾向にストレスや環境、出来事などが加わって起こります。

そして、内因性精神疾患は、遺伝的なもの、脳の脆弱性（ぜいじゃくせい）などがいわれていますが、未だに原因ははっきりしていません。狭義の精神病というのは、内因性精神疾患である統合失調症および気分障害（躁うつ病）を指します。いずれにしても、精神疾患は単にストレスから起こるものだけではない、ということを理解して欲しいと思います。

◎統合失調症

統合失調症は、内因性精神疾患のひとつで、原因は特定されていません。家系として、多く出る場合というのはあるようです。10 代後半から 30 代前半に発病するケースが多く、しばしば慢性化することもあります。人種や性別を問わず一般人口の 0.7～0.9%におけるといわれており、決して珍しい病気ではありません。

○症状

大きく分けると前駆症状、陽性症状、陰性症状の 3 つがあります。前駆症状は前駆期にみられ、ある人とない人とがいます。前駆期は、2～3 日から 2～3 週間くらい続きます。不安、抑うつ、不眠、活動性低下/亢進など、何となく普段と違う状態になります。ただ、この時点で病気と分かることはあまりありません。

急性期に入ると、陽性症状が目立ってきます。幻覚（幻聴、幻視など、実際にはないものを知覚する）、妄想（実際にはありえないことを信じ込む）、思考障害（考えのまとまりが悪くなり、連合弛緩、滅裂思考などが起こる）、自我障害（自他の区別があいまいになり、作為体験、思考奪取、思考吹入、思考伝播などが起こる）などがあります。なお、幻覚や妄想は、その存在自体もさることながら、それによって引き起こされる感情や、影響された言動による日常生活上の支障にも注目する必要があります。ちなみに、統合失調症によって粗暴な言動をとる人もいないわけではありませんが、一般人に比べると、ずっと少ないです。まじめで心優しい人が多く、犯罪の発生率も、一般人より少ないのです。

このような陽性症状が出ると、大体の人は病院に自分で行くか、周囲の人に連れて行かれます。この時期に薬を飲み始めれば、良ければ 1 ヶ月、長くても 2～3 ヶ月程度でだいたい治まってきますが、その頃から、陰性症状がみられ始めます。感情鈍麻、注意集中力の低下、自発性の低下、無為、自閉などがありますが、いろいろなリハビリテーション活動によってだんだん良くなるといわれ、それに効く薬も出ています。

以上のような症状について、病気の自覚がある場合も乏しい場合もありますが、自覚があるかどうかは、通院・服薬の継続に影響してきます。

○経過

比較的急に症状が出る場合も、ゆっくりの場合もあります。特に発症年齢の若い方（10 歳代以前）は、陰性症状が先行するケースが少なくなく、病気と分かるまで相当の日時を経過することもあります。

前駆期・急性期の後は、疲弊期・回復期と続きます。周囲の人は、陽性症状が治まってきたため本人に以前のように活動することを求めがちになりますが、疲弊期はいわゆる病み上がりの時期ですので、休養が必要です。デイケアなどのリハビリテーション活動は、3～6 ヶ月程度たつて回復期に入ってから行う方が望ましいです。

以上の経過で良くなっても、病気の勢いが強まったり、服薬を勝手に止めたりすると、再発することがあり、再発を何度も繰り返すうちに慢性化する場合もあります。長い経過を見ると、統合失調症の患者さんのうち約 2/3 以上の方は完全に治癒するか、症状は多少残るものの社会生活が可能とされています。近年、特に仙台市では、いろいろな社会資源、制度の充実などによって、地域で生活できる人の割合が増加しています。

○治療

薬物療法が必須です。特に急性期は、たくさんの薬を必要とする場合があります。一般的に、疲弊期や回復期に入ると量を減らすことはできますが、再発防止のためには、服薬を自己判断で止めてしまわないように配慮しなくてはなりません。しばしばみられる副作用としては、眠気、ふるえ、動作の鈍さ、呂律の回らなさなどがあります。

また、本人を支えながら病気の理解を深めていただく精神療法とか、環境調整も行われます。回復期にはリハビリテーションとして行う生活技能訓練 (SST: social skills training)、作業療法なども重要です。

○接し方

統合失調症は、特に珍しい病気ではありません。皆さん自身や友人などがかかる可能性もあるわけです。また、近い将来、皆さんのもとを訪れる相談者が統合失調症の方で、幻聴や被害妄想を病気のためとは自覚できずに相談するかもしれません。ですから、とらえ方・接し方をここできちんと知っておくことが非常に大切です。

①まず、本人の人間性を大事にすることが、あたり前ですが大前提です。②また、幻覚や妄想については、議論しても修正はまず不可能ですし、無益です。内容を根拠り葉掘り聞くことも危険で、異常体験を拡げてしまう可能性があります。ですからむしろ、そのような幻覚や妄想によってどのような気持ちになるか、生活にどんな支障が生じているかなど、起きている影響のほうを聴くようにしてください。異常体験に関してあなたにもあるかと問われたら、自分には感じられないが相手は感じているのですね、と、相手の感じていることは否定せずに、かつ自分も嘘をつかないように、伝えることが望ましいでしょう。

その他、③ささいな批判でも重く受け止めてプライドが傷つきやすいので、配慮を要すること、④思考障害などのせいで話が進まない場合がありますが、本人のペースを大切に話をゆっくり聞き、感じ方や考え方を受け入れること、⑤伝えられることがたくさんだと混乱しやすいので、可能ならば区切って伝えたり、重要なことは口述のみでなく資料やメモにして伝えたりすること、こちらから伝えるだけでなく本人がどういうふうに理解したかを本人の言葉で語ってもらって確認することなども重要です。

◎気分障害 (感情障害、躁うつ病)

一般的には躁うつ病と呼ばれていますが、最近の診断基準では気分障害とか感情障害とされています。これも内因性精神疾患のひとつで、原因は特定されていません。だいたい 20 代以降に発病する場合があります。発生頻度は、一般人口の 0.3~0.5% と言われています。

ただし、近年では、内因性精神疾患としての躁うつ病だけでなく、性格やストレスなどと関係の深いうつ病へと、その範囲が広がってきています。また、うつ病が一般的に知られるようになってきたことも関係してか、「自称うつ病」で、実際には異なる場合もしばしばあります。

○症状

躁状態とうつ状態とがあります。躁状態では、感情の高ぶりがみられます。気分爽快になる人がいる一方、イライラする人もいます。思考は次々とわき出してまとまりがなくなり、誇大的になる人もいます。意欲は高まり、行動は多弁・多動、興奮、濫費などの傾向があり、暴力等逸脱行為に及ぶこともあります。身体症状としては、不眠や食欲亢進などが見られますが、本人は殆ど気にしません。不眠不休でも「大丈夫、疲れていない」と言い、病識に乏しい場合が多いです。

うつ状態の場合は逆です。感情は抑うつ的になり、落ち込んで、悲観的になります。意欲はなくなり、考えの進み方も遅くなって、自責的になる人もいます。行動も遅くなり、普段よりも言葉少なになったり身なりにかまわなくなったりします。自殺しようかと考えたり、実際に自殺しようとしたりする方もいます。不眠、食欲低下、頭痛、腹痛などさまざまな身体的不調がみられ、躁病とは違って本人は非常に気にすることが多いです。うつ病の中には、「仮面うつ病」といって身体症状しか訴えない場合もあります。また、朝方に抑うつが強まるなど、気分の日内変動がみられる場合もあります。

いずれにしても、気分障害の症状は、統合失調症に比べると一見分かりやすいため、病気だとは気付かれにくいことも少なくなく、気の持ちようだと誤解されることも多いので、注意が必要です。

○経過

躁状態だけがみられるもの (躁病)、うつ状態だけがみられるもの (うつ病)、躁状態とうつ状態の両方がみられるもの (躁うつ病) があります。

躁状態・うつ状態とも、その強さや期間は様々です。また、躁うつ病の場合、躁状態とうつ状態とが交互に来るとも限りません。多くは発病前の状態に回復しますが、再燃 (統合失調症の「再発」に相当) したり、遷延化したりする場合もあります。

○治療

多くの場合は、薬物療法が中心です。抗躁薬、抗うつ薬、気分安定薬 (躁うつ波を小さくする) があります。支持的精神療法や認知療法などの行われる場合もあります。

心の病は一回あたりの時間を長くかけたカウンセリングが有効なのではないかと期待される方がしばしばいらっしゃいますが、まずは薬をきちんと飲むことが大切である場合が多く、重症のときにカウンセリングのみに頼ろうとするのはかえって危険です。また、周囲にも病気を理解してもらい、治療に協力したり、本人がゆっくり休養できるようにする環境調整も必要です。必要なときに休めるということは、薬と同じくらい大切なことです。

○接し方

躁病の場合、尊大で傲慢な振る舞いや怒りっぽさが見られ、本人はそれを自覚しない場合が多いですが、つられて怒ったり興奮したりせず、冷静に接することが必要です。

うつ病の場合、①本人の辛さを受け止めて、支えていく方向で関わっていくことや、②むやみに指示をしないことが大事です。③仕事や学業などさまざまな能率低下を自分の努力不足と思い込んだり、身体症状を不治の病と思い込んだりして悲観しやすいので、病気について理解を深めるよう援助することも大切です。

④励ましは自責感を強めることが多いため、避けましょう。また、⑤気晴らしと称して誘い出すよりも、休ませることが大事です。⑥周囲に怠け者と思われていないか気にしやすいですので、怠け者扱いはいしないでください。

⑦離婚、辞職、退学などの重要な決定は、例えば「今はちょっと保留しておいたら」のように、病状の回復を待ってから行うよう助言してください。⑧几帳面で努力家の人が多いため、職場復帰を焦ったり、「薬に頼らず自分の力で」と服薬を中断したりすることもありますので、必要に応じて、十分な休養や服薬の継続が大事であることを伝えてください。

⑨うつ病では、初期だけでなく回復期にも自殺の危険がありますので、注意が必要です。⑩「死にたい」と言われたら、すぐに止めるよりも、死にたいくらい辛い、それほど悲しい、そういう気持ちをまずは受け止めてください。相手の気持ちの部分を十分に聴いて、その上で、「死んで欲しくない」ということを伝えて欲しいと思います。

◎おわりに～基本にして忘れてはならないこと～

当たり前のことですが、心の病にかかった人を、「おかしな人」「言っても分からない人」というふうには思わないでください。統合失調症の〇〇さん、躁うつ病の〇〇さんではなく、その人全体をとらえて欲しいと思います。また、自分だけで抱え込もうとせず、医療機関、保健福祉センターなどと適切な連携をとっていただきたいと思います。

精神疾患を患うこと自体やそれらによるさまざまな支障、世の中の偏見などから、自己評価が下がってしまう方は少なくありません。もちろん、リハビリテーションをして生き生きと社会生活を送っている方もたくさんいらっしゃいます。精神疾患は特別なことではありません。皆さんも、ポジティブな暖かい視点をもって接していただければと思います。

ということで、本当に駆け足でしたけれども、これで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

2007年12月25日(火)

メンタルヘルス講演会「神経症性障害－PTSDと解離（多重人格など）－について」

二木文明先生（東北文化学園大学医療福祉学部教授、精神科医）

○はじめに

二木です。よろしくお願いします。前回、林先生から統合失調症と躁うつ病についてお話があったと思いますが、このような内因性の精神病（原因は不明）に対して、今日は心因性の精神障害（心の葛藤やストレスが原因となるもので、神経症と呼ばれている）、特に、PTSDおよび解離性

障害（多重人格など）についてお話しします。PTSDは、犯罪被害と関係してくる点があります。解離性障害は、犯罪における責任能力と関係してきます。

心因性の精神障害（神経症）は、精神病と異なり、日常生活や社会生活において何らかの支障はあるけれども深刻ではなく、また、原則として現実検討能力の障害を持っていないことです。現実検討能力は、統合失調症や躁うつ病ではその欠如（幻覚・妄想など）が問題となりますが、神経症ではこのような問題はまずありません。

分類として、最近ではWHOの「ICD-10」という診断基準を用いています。これは、精神疾患に関する世界共通の分類と診断基準を目的として1992年にWHO総会で合意されたものです。この他に、アメリカ精神医学会による「DSM-IV」というものもありますが、診断書の作成などWHO基準を用いることが多いので、以下でもそれに従います。

○重度ストレス反応および適応障害

この中の下位項目として、PTSDがあります。他に、適応障害、急性ストレス反応があります。適応障害は、日常生活の変化やストレス性の出来事（失恋、離婚、解雇、入学、結婚、親になるなど）に対して個人が順応していく時期に発生する障害で、主観的な苦悩と情緒障害（抑うつ気分、不安、心配など）が起こります。そんなにひどい症状ではないですが、日常的な業務の遂行が困難となることもあります。ストレスとなる出来事から1ヶ月以内に起こり、持続は6ヶ月を超えないと定義されています。

急性ストレス反応は、強い身体的・精神的ストレスに対して、ふつうは数分以内に現れ、数時間か数日以内に治まる重篤な障害です。PTSDと症状が似ていますが、幻惑状態（失見当識、意識野の狭窄、刺激を理解できないなど）が起こります。その他、抑うつ気分、不安、激怒、絶望、過活動（逃避など）、引きこもり、自律神経症状（頻脈、発汗、顔面硬直など）があります。

外傷後ストレス障害（PTSD）は、ベトナム戦争以降、北米圏で急速に注目されるようになり、我が国でも、阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件などをきっかけに関心が高まっていますが、同じような障害は、20世紀の初頭から、シエル・ショック（砲弾炸裂にともなうショック）とか戦争神経症としても知られています。PTSDにおける外傷とは、災害や激しい事故、変死の目撃、拷問、テロ、レイプなどの、ほとんど誰に対しても大きな苦悩を引き起こす、並外れて驚異的で破局的な出来事や状況に対する心的反応です。数週から数ヶ月（ふつう6ヶ月を超えない）の潜伏期間を経て発症し、回復する場合も多いが、慢性に経過するものもあります。症状としては、再体験症状（侵入的回想）、回避・麻痺症状、覚醒亢進状態、不安、抑うつ、自殺念慮などがあります。

○解離性障害

かつては「ヒステリー」と呼ばれていましたが、差別的なニュアンスをもつという理由から現在ではこの表現は使われていません。過去の記憶とか、自己の同一性の意識、手足など身体運動のコントロールなどの統合が部分的あ

るいは完全に失われるので、「解離性」と呼ばれるわけです。原因として、解決困難な葛藤を抱え、その葛藤にともなう苦痛や不安に耐え切れず、そこから逃れるために、葛藤に関係する意識を無意識的に切り離すとか、身体的な症状に置き換えたりするということが考えられています。また、人格特徴として、誇張的・演技的・未成熟で小児的であり、被暗示性の亢進（暗示にかかりやすい）もみられます。以下に小項目を示します。

解離性健忘では、事故や予想外の死別などのような外傷的な出来事について、部分的・選択的（特定の期間、特定の人物）の記憶喪失が起こります。記憶の三つの要素（記名、保持、追想）のうち、追想ができなくなるのが健忘です。健忘には、まれですが「全生活史健忘」というものもあります。顔を洗う、服を着るなどの記憶（手続記憶）はあり、日常生活は問題がないのに、自分の個人的な記憶（エピソード記憶）が完全になくなってしまいます。

解離性遁走（フーグ）とは、ストレスなどが原因となって、突然に日常生活から離れて放浪に出る（意図的に旅に出る）ことです。放浪の間は、自分自身に関するそれ以前のことを思い出せないつまり、解離性健忘を伴います。ただし、放浪中の行動はまとまりを保っています。

解離性運動・感覚障害は、心因性の運動面と感覚面の障害です。脳神経や末梢神経には障害がないのに、手が動かない、歩けない、立ち上がれない、失声などの症状が起こります。感覚障害では、触られても感じないとか、視野の狭窄などがあります。

多重人格障害は、アメリカ精神医学会による「DSM-IV」では「解離性同一性障害」と呼ばれています。複数の人格が同一個人の中に存在し、それらの人格が交代で出現します。それぞれの人格は独立した記憶・行動・好みを持ち、通常、あるひとつの人格（主人格）が他の人格（副人格）に比べ優位となっています。互いの人格の存在に気がついていないのが普通ですが、中には互いの人格を知っているケースもあります。人格が変換する際、初回の変換は突然に起こり、外傷的な出来事と密接な関係を持っています。二回目以降の変換は、初回の変換を引き起こした外傷的な出来事と関連のないストレス性の出来事、劇的事件、催眠、リラクゼーションによっても起こることがあります。

心因性もうろう状態は、意識障害（意識の覚醒レベルが下がること）とは異なり、意識野の狭窄に加えて錯覚や幻覚、不安をとまなう状態で、夢遊病のように徘徊したりすることもあります。もうろう状態が終わった後は、そのときのことを覚えていません。

○パーソナリティおよび行動の障害

心因性障害（神経症）の診断を行う際に、鑑別すべきものとして詐病と虚偽性障害があります。詐病や虚偽性障害では、意図的に身体症状が捏造されたり偽装されたりします（腹痛でもないのに激しく痛みを訴える、看護師の目を盗んで体温計をこすって熱があるように見せかける、傷口をわざと不潔にして化膿させたりするなど）。詐病の場合、意図的に症状を作り出す現実的な理由（保険金を騙し取る、会社を休む、刑罰を逃れるなど）があるのに対し、虚偽性障害の場合、不思議ですが意図的に症状を作り出す現

実的な理由がなく、「病人になること」自体を目的としているように考えられます。

以上、神経症の中でも PTSD と解離性障害について凡そのところを述べましたが、細かくみるならば問題点がないもないので、以下に補足の形で追加します。

○PTSD に関する補足・問題点

「PTSD」と「急性ストレス反応」との鑑別について—これは結構精神科医でも間違えやすいところです。症状が似ていますが、急性ストレス反応では幻惑状態が起こるという点で、また、発病時期や持続期間の点でも違いがあります。

PTSD における“二相性の反応”—「再体験症状」や「覚醒亢進状態」のような激しい症状と、これとは反対の「回避・麻痺症状」のような症状とが現れるわけですが、前者は、外傷的体験を自分の心の中に統合する、組み入れることの失敗から来ているのに対し、失敗した自分を外的から守ろうとする防衛的反応として、後者が起こるものと考えられています。

「外傷」概念に関する「ICD-10」と「DSM-IV」との定義の微妙な違い—前者では「殆ど誰に対しても、大きな苦悩を引き起こす」と定義されているのに対し、後者では、それが主観にとって重大な出来事とされていて、「誰でも」ということにはなっていません。「外傷体験」に関してはその客観的な判断が難しく、どうしても主観性が入ってくるのですが、公的な診断書作成の場合は前者に準拠しますので、後者は参考という位置づけになろうかと思います。

PTSD 発症の際、個体の側の危険因子として、劣悪な養育環境にあった場合（親との離別、虐待を受けたなど）には発症率が高いという統計があります。また、教育暦が低い場合にも、発症率が高いというデータがあります。性格面では、内向的、神経症的傾向（あれこれ悩む、不安になるなど）の場合、発症率が高い傾向にあるようです。家族の中における精神疾患の罹患率が高いと、PTSD 発症率も高いといわれています。

PTSD の治療：原則として、本人が安心できる治療環境を提供して、外傷の記憶を自我に統合し組み入れていく作業が中心となります。具体的には、支持的な精神療法—話を聞いたり、受け止めたりします。あるいは、除反応—外傷体験を少しずつ想起させ、その記憶にまつわる情動を開放することによって、自我統合を試みる方法もあります。その過程で興奮したり泣いたりする—すなわち再体験症状が生じ、危険を伴うことがあります。

犯罪被害における PTSD—我が国でも阪神淡路大震災やサリン事件以降、関心が集まっています。ただ、精神科医にとって PTSD の患者を診断したり治療したりすることには慣れていても、外傷体験を客観的に証明するようなことには精通しておらず、客観性を持たせて PTSD を証明するというのは困難な作業です。アメリカでは「PTSD 訴訟当事者の司法鑑定のためのガイドライン提案」といったものがあり、鑑定者はこうした公式の診断マニュアルを用いるようにしており、独善的な定義は避けるなどの原則も打ち出されています。

○解離性障害に関する補足・問題点

ひとつの個体のうちに複数の人格は存在しうるのか？私の臨床経験では多重人格者に出会った経験はさほどありませんが、次のように考えています。人格というのはしつけや教育などを通して形成され、自分なりのものの見方を身につけるものですが、主人格の他に、ひそかに別の人格が成長しているというのは想定しにくいのではないかと。ただ、人間には仕事の面、家庭の面、あるいは理想像など色々な側面があるので、多重人格における「多重性」とみえるものは、こうした多面的な側面のそれぞれの表現と考えられなくもありません。特に、外傷体験の後、その恐怖や不快感から逃れようとして、普段とは違う自分の別の側面に同一化して、多重人格が形成されるということも考えられます。

「解離」を生むような外傷的出来事にはどのようなものがあるのでしょうか？精神科医の岡野によれば、欧米ではもっぱら幼児期の性的・身体的虐待が多いのに対して、我が国では性的・身体的虐待は見当たらず、代わりに、特有のストレス―「関係性のストレス」とでも呼ぶべきもの―に基づく解離性障害があるのではないかと。対人関係に係る慢性的なストレスを外に表現できず、自分自身に向けて溜め込んでしまう傾向があり、そして、ストレスを溜め込んだ自分に耐え切れず、そこから逃れるために、遁走、健忘、別人格への変換が起こるのではないかと岡野は説明しています。自分の意見を主張するよりも相手に合わせるという、我が国の文化に特有の心性に基づいており、このような人間関係は侵襲的ではないが、持続的に働くストレスになりうる可能性はあると思われます。

「心因性もうろう状態」下での犯罪例―いわゆる「仁左衛門殺し」という有名な事件があります。終戦直後の事件で、歌舞伎役者の片岡仁左衛門宅に住み込みで働いていた青年が、片岡夫妻との感情的軋轢から、夫妻とその子供、使用人の計 5 人を斧で殺害したという事件ですが、被告人は、事件当時のことを一切覚えていないと主張しました。鑑定は「心因性もうろう状態」ということで、心神喪失、あるいは少なくとも心神耗弱状態であったと結論されました。

「東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件」―最初の精神鑑定の結果は人格障害で、責任能力が問われるということでしたが、これに対して弁護側の要請で第二回目の鑑定が行なわれ、結果は 2 つに分かれました。ひとつは統合失調症、他方は多重人格というもので、このときに「多重人格」という鑑定が話題を呼びました。この二回目の鑑定結果はどちらも不採用になり、結局、一回目の鑑定結果が採用され、昨年（平成 18 年）死刑が確定しました。

「多重人格」による犯罪の鑑定の難しさ―前述の連続幼女誘拐殺人事件の場合でも、初回鑑定と第 2 回目の鑑定とでは交代人格の現れ方が異なり、交代人格を確認することの困難性が指摘されています。また、多重人格であることは間違いないと思われる場合でも、犯行時に果たして人格変換が起こっていたかどうかという問題や、犯行当時は多重人格ではなかったものが、鑑定行為によって多重人格が呼び起こされ、その後継続するというような問題もあります。また、犯行当時に交代人格であったことは強く疑われるが、犯罪以前の幼少期に遡っても交代人格を目撃した人

が誰もいないという（補強証拠の）難しさもあります。

「多重人格」による犯罪の責任能力をどう考えるか―これは、三つに分けて考えることができます。①犯行時の人格が主人格であれ副人格であれ、その行為の邪悪性を識別・制御できなければ、責任能力なしとする考え方。②副人格が犯行を行うとき、主人格が副人格の犯行を関知・制御できなければ、責任能力なしとする考え方。③多重人格であれば、それは“病気”ということだから責任能力なし、という考え方。第 3 の考え方は、最近では犯行時の精神状態が責任能力の判定に加味される状況にあることを考えると、単に「病気だから」という理由で責任能力無しという見方は難しいように思われます。第 2 の考え方の場合は微妙です。これは副人格の独立性、安定性が強く、主人格との境界をはっきりしているケースを想定しているわけで、言い換えるならば解離の度合いが根深いというか、病理性が大きいという点で、責任能力を免除できる可能性があります。わたし個人としては第 1 の考え方に寄っています。厳密には、解離のメカニズムについての今後の更なる解明を待たなければならないと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

2008 年 1 月 18 日（金）

メンタルヘルス講演会「ストレス・マネジメントの方法」

小林愛先生（臨床心理士、仙台国見台病院）

○はじめに

カウンセラーの小林です。現在は国見台病院で臨床心理士として働いておりますが、同時に駿台予備校で 9 年間カウンセリングをしていました。皆さんは、これまで大学受験を含めて受験を乗り越えてこられた方々と思いますので、それなりに、精神的な安定を保つことについて理解されていると思いますが、そのような方は確認の意味で、そうでない方は、何か解決の糸口を見出してもらえれば、そう思っています。

また、ストレスというのは、受験期だけではなく、生きていく上でずっと付きまとうものです。就職も、転職も、昇進も、それから結婚や離婚もそうです。何か、今までの自分と違うという変化があるときは、それがストレスになります。そのときに、どのように乗り越えるか、それは人それぞれですが、ご自分のストレスへの対処方法を自覚される、または身につけられると今後の人生に生きてくる、という面もあります。

○ストレス時に陥りやすい心理状態

（受験期特有のもの―疲労、不安と焦り）

勉強でも仕事でもそうですが、頭を使う・考えると、神経が疲労します。疲労が蓄積すると、身体のいたるところに不備が出ます。まず、集中困難。それから、身体の不調です。また、精神的な面が不安定になったり対人関係のことが気になったりします。ここで大事なのは、このような状態が出てくるのは自分自身が弱いからではなくて「受験生をしっかりとやっているからだ」「そのために疲労が蓄積しているからだ」というように思うことです。そして、神

経が疲れている証拠ですから、「休む」ことを自分のスケジュールに入れていくことです。

受験期に限らず、生きるということには不安がつきものですが、受験期は、特に不安が強くなります。どんなに勉強しても、どんなに点数が上がったとしても、絶対的な保証というものは誰もしてくれないためです。先が見えない不安というのが、意識していなくとも常に背中に張り付いている状態ですので、不安になることは自然なことなのです。だから、自分が精神的に弱いとか、もろいということではなくて、真剣に今の受験と向き合っているのだと、まず自分が思っておいてください。不安が強くなると、だんだん焦りも出てきますが、これも自分のせいではなくて、自然なことだと受け止めてもらうことがポイントです。

皆さんの中で、体調不良とか、ちょっとヘンだと感じている方はどのくらいいますか一人かいらっしゃいますね。もし誰もいなかったら、これは「皆さんももっとしっかり受験に向きあったほうがいいですよ」と言うところでしたが、安心しました（笑）。

（年齢的な視点）

皆さんは、いわゆる「アイデンティティの確立」—自分の人生をどう生きていくか、生きる上での自分についての哲学を探している途中にあると思います。これは高校の始まり頃から、就職して自活できる、自分の進路が安定する頃まで続きます。こういう時期は、とにかく気持ちが不安定になります。些細なことで他人と比較して一喜一憂したり、嫉妬心が出てきてイライラしたり、陰湿ないじめといった行動となったり、自暴自棄になって、極端な方ですと自殺を企図したり、精神的な病気を発症される方も多いです。気持ちが揺れやすい時期ということです。

このように皆さんの心情は、受験生という立場から来る疲労や不安、あせり、そして年齢的なものからくる気持ちのゆれ、その二つがかぶさっている状態ですので、ただでさえ疲労して不安定になっている、それが自然ということです。このような状態が出てきたら、自分を責めるのではなくて、自然なこととして受け止めてください。

○ストレス時には何が起るのか

ストレスが強いときは、その人の弱点が出てきます。気持ちが不安になってイライラする人、自分を責める人など精神的に不安定になったり、体調不良で現れたり、個人個人のクセがあります。そのクセを知ること、つまり疲労時のサインをつかむといいと思います。受験というのは長期戦ですから、サインが出たときに対処して、長期戦を乗り切る、そんなスタイルです。受験以外でも使えますので、自分のサインは何か、というのをつかんでみてください。

○メンタルヘルスの保ち方

（生活のリズム）

サインが出てきたら、どうするかということですがまず体調を整えることです。単純なことです、これがいちばんです。まず、自分の生活のリズムを見直すところからはじめます。何時に起きて、何時に寝て、その間何をやっているか、1週間書いてみます。気分や体調もチェックします。

それを眺めて、何か法則が見つかることが自分のペースですから、これを生かすわけです。水曜に調子が悪いなら、大学から帰ったら勉強しないとか、朝方調子がいいなら、朝方に苦手科目をやるとか、逆に得意科目をやるとか、自分で考えていきます。そしてこれを1週間、1ヶ月、1年間というスパンで考えるわけです。メリハリをつけることが必要です。女性ですと、生理の周期とも関連してくるので、それも含めて組み立てるといいと思います。

（睡眠時間）

睡眠時間はたっぷり取るべきです。気持ちを安定させるためにも、また、記憶を定着させるためにも、睡眠は必要です。必ずケチらず取ってください。これも自分のペースがあると思いますので、必要な方はたっぷり寝ることをお勧めします。量よりも質で勝負、と睡眠を削っていくと神経が疲労してきて、勉強に集中できても他のことでイライラして気持ちが安定せず、悪循環が起こります。眠れない場合は、病院で薬をもらうこともコツです。

（休息のコツ）

積極的に休む時間を作ることが大切です。休んだほうが集中力は上がります。受験を乗り切るためにも休むことです。仕事と遊びをどんなバランスでとるかは、生きていく中で永遠のテーマでもあります。休むことを積極的に取り入れることは大事です。休み方のコツは、「はやめ」、「みじかめ」、そして「計画的に」です。

「はやめ」—間に合わないからといって疲れ切るまで勉強しない、ということです。100%でなくて8割くらいで止めておく、そして休みを入れるということです。例えば、予備校の授業は50分ですが、これはうまく計算されていて、人の集中力は50分が限度といわれています。試験直前なら30分でもいい。そのくらい早めに休むということです。

「みじかめ」—休む時間をダラダラ長く取らない、ということです。50分の勉強後に10〜20くらい休む。長めに休みを取ると、頭がなかなか戻ってきにくいので、一日のうちの勉強時間を決めたら、その中に休息時間を小刻みに入れていくことが必要です。

「計画的に」—勉強しているうちに疲れたから何となく休む、となると、休むことへの罪悪感のようなものがついて、休んだことが積極的な開放感にならず、疲労感に繋がっていくので、休むことを計画的に考える、ということです。

休みに何をするかですが、短い休みで簡単にリラックスできること—漫画とか、おしゃべりとか、昼寝とか、何でもいいです。何もないという方は、タオルを水でぬらして軽く絞って、それを冷凍庫に入れておいて、勉強に疲れたら取り出してきて、首筋に当ててみてください。夏はいいけど、冬は…（笑）。何か違う刺激を与えることがお勧めです。体育会系の部活に入っていたという方は、腕立て伏せ、腹筋でもいいですし、いろいろ、自分に合うものを試してみるといいと思います。

○不安や焦りへの対処

不安になりやすい人は、漠然と先のことを見てしまします。捉えどころのない、何もできないという感覚につか

まれると、不安、焦り、イライラが出てくるので、自分が具体的にやれることを見つけることです。紙に不安なことを書き出して一書くことによって、不安から少し距離を置くということにもなります。その中で、具体的にできそうなことに○をつけて、まずは実行します。優先順位どころじゃないという方は、とにかく不安でも不満でも紙に書き出して、それを丸めて、ゴミ箱に捨てたり、壁に投げついたり、気の済むまでやると、少しスッキリして、気持ちの余裕が出てきます。夜は考えがマイナスの方に行きがちです。書き出したら寝て、翌朝考えるようにすると効果的になると思います。

また、足元だけを見るようにします。階段を登るとき、上を見ていると「登らなければ」と思って疲れが出てきますが、足元を見てまず右足、それから左足、それで気がついたら登り終えてしまった、というようにする。今の自分にやれることだけをまず見るようにする、そういうイメージです。不安が強いときは、「逃避の日」といって、何もしない日を作るのもいいと思います。

それから、試験直前に「ああダメかもしれない」と思ったなら、机の前に、いままで取り組んできた教科書や参考書を並べてみます。これだけ自分は勉強してきた、ということを確認するのです。以前より1問でも2問でも多く解けたと確認することが、受験直前の自信のためにも大事ですし、考えるだけでなく眼で見るインパクトというのもあります。

基本的には、自信满满で試験に臨むとか、仕事に取り組む、という人はいないのですね。皆さんの年代ですと、この時期に自信满满で受験しているとすれば、それこそ変な話で、自信がないほうが自然です。自信というのは、ないけれども一步一步やってきて、あとで振り返ったついでに、そういうものです。自信がない中で何をやるか、そういうふう考えること、自信はないけど今やれることに眼を向ける、それが不安や焦りが強いときへの対処のコツです。

○医療機関受診のコツ

学生相談やカウンセリングを利用して乗り切る人もいます。不眠とか気持ちの落ち込みがひどい場合、受験期だけ睡眠導入剤を飲んで、リズムを作ってそれで乗り切る人もいます。薬を飲み始めると一生飲まなければならないかという、そういうものでもなくて、受験が終われば解消されるという面がありますので、ひとりで抱えずに、専門家に相談することが必要です。

精神科なり心療内科になるとは思いますが、いろいろな先生がいて、相性の問題もありますから、いちど行ってみて自分に合わなかったら、別のクリニックに行くという心持でいいかと思います。「何もありません、大丈夫です」と言われたら、心配しすぎだったということで、今より悪くなったときのための顔見知りのクリニックができた、というくらいの気持ちで考えておいて、受験期の辛いときのお守りにしておくといいのではないかと思います。

なお、不眠が長く続く(3ヶ月以上)とか、気持ちの不安定だけではなく涙もろくなったとか、げっそり痩せてきたとか、そういう場合は受診をお勧めします。何かぶつぶつ

独り言を言うとか、見張られている感じがするとか、対人関係で過敏になってきたら、これもクリニックで薬を処方してもらって、快方に向かうことがあります。

○あがりへの対処

いくつになっても共通の悩みだと思いますが、これは、不安や緊張と同じで、ある程度は必要なものです。無理に抑えようとしません。今日の私みたいなもので、話し始めるとどうかなるものです。受験生の場合ですと、まず解答用紙に名前を書く。それから、どの問題から解くかを決める。その問題を読む。そうして、目の前にあることに集中していきます。自分のお守りになるものがあれば、それにあやかるのもひとつの方法です。何でもいいのですが、自分を助けてくれる、精神的な安定を助けてくれるものを何か探して、それを身につけて試験に臨むのも、いいのではないかと思います。

前日の過ごし方ですが、眠れないときは、横になっているだけでも疲れが取れます。そして、試験に受かって、研修を受けたり、仕事したりしている自分を、漠然とイメージする時間を持つといいと思います。みんな緊張して眠れなくて、ダメだと思いながら試験に臨むのがオーソドックスなところですが、ここで気持ちを安定させるとか弱点を知ることができる、これからの人生に応用可能ということになるわけです。そんな意味でも、すごく貴重な体験をしているのだと思ってもらうといいのではないかと思います。

○さいごに

心理の仕事をしていると、その人の人生にとって必要なことは、そのときに現れる、という感覚があります。精神的な病気になるのも、その人が生きていく中で「偶然」ではなく「必然」一心が死んでしまわないために一ということ。また、私は予備校を2年前に辞めましたが、その後もこうして皆さんとお会いできたということは、何かしら受験生との縁がある、そういうふうと考えられるわけです。です。です。もし試験に失敗しても、それは、次に一捨てないと新しいものは入ってきませんから一何か出会うチャンスなのだ、というふうに捉えるといいのではないかと思います。

精神科で勤めていけばと思うことは、何が人生の幸せか、ということ、本当に分からない、ということです。病気を抱えながらも豊かに生きている方がいる一方で、あくせく働いて、疲労しきっている方もいます。本当に、人生で何が幸せかということは分からないと思います。ですから、もし落ちて、命を絶つということだけは踏みとどまって欲しいと思います。“どんなに辛いことがあっても40歳までは生きてみる”，という話を聞いたことがあります…あ、40歳以上の方も勿論です(笑)。何かお困りのことがあったら、いろいろ頼ってみることをお勧めします。

だいたい本日お話ししようと思ったことは以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

2008年2月22日(金)

研究会「民事訴訟と心理学～法心理学を学ぶにあたって～」

菅原郁夫教授 (名古屋大学法科大学院)

ただ今ご紹介いただきました菅原郁夫でございます。現在、名古屋大学に所属しておりますが、ご紹介いただいたようにもとは東北大学出身。生まれは秋田で、仙台に来て就職は福島。それから千葉に行きまして、最後に名古屋におります。

久しぶりにこの東北大学のキャンパスに来ることができて、大変懐かしく思っています。また、先ほど話がありましたように、坂田さんとはほぼ同期で、各方面からいろいろご指導いただいてまいりましたので、お呼びいただいて大変光栄に存じます。それから、河崎さんともずいぶん一緒に過ごさせていただいていますし、大内先生とはかつて一緒に勉強した仲で、非常に懐かしく思っています。ただ一つ緊張するのは、本日、私の主任教官であられました名誉教授の林屋先生もおいでな点です。若干緊張して話を進めさせていただくことになろうかと思ひます。

私は、現在名古屋大学の法科大学院では「法と心理学」という授業をやっています。法科大学院の学生はみんな厳しい勉強を強いられておりますから、私の授業では少し息抜きをしてみたいと思っております。そういうことで、あまり予習はしなくてもいい、しかしあとでためになるようなものがあればというふうにしてやっておりまして、その中の一部を抜き出してもらいました。

それから、もう一点、前もって申し上げますと、きょうやるのは前にも1カ所別なところでも話したところがあります。実は司法研修所の裁判官研修で話す機会をいただいております。聴衆には相当経験を積まれた方もいらして緊張したのですが、本日の話はその研修のときに「このテーマで」ということで話した内容を若干修正したものです。私の話は、日ごろ、法科大学院で話しても結構退屈がられるんですけど、実務家の方に話をすると結構受けがいいので、きょうはどっちなかに楽しみにしてやりたいと思ひます。

早速入らせていただきます。きょうはレジュメとパワーポイントに従って話をさせていただきます。私はライフワークとして法律学と心理学の境界領域の研究をしてみたいと思ひます。その中で特にきょうは2つを選んでお話ししたいと思います。

具体的には、事実認定と心理学の関係。それから、紛争解決ということと心理学の関係の二つです。これはあとでお話しますように、導かれる示唆に結構矛盾が生ずるんですが、最後にそれをどういうふうに統合するのかということをお話できればというふうにして思ひます。

実は、そもそも心理学にかかわる研究を始めたのは、きょう、おいでいただいた林屋礼二先生の強いご指導があったことです。当時はどうしようかと思っておったんですけども、今は結構やるのがたくさんあって、そのご指導を非常に感謝申し上げます。年をとった分、少しでも進歩したものがあつたことを期待して話を始めたいと思ひます。

民事訴訟に心理学を応用するというのを考える場合、やはりはじめに何のためにというところが問題に

なつてまいります。民事訴訟を勉強なさつた方であれば、民事訴訟の目的論ということで議論があることをご存じかと思いますが、司法秩序維持、あるいは権利保護、紛争解決、手続保障、最近では司法サービスの提供だというような意見も出されているわけですが、これのどこに焦点を置くかで心理学の使い方も変わつてまいります。例えば、司法秩序とか権利保護という側面を強調しますと、その前提としての正確な事実認定といったあたりにポイントが置かれることになります。それに対して紛争解決とか、あるいは司法サービスの提供だということになつてまいりますと、どちらかというと実質的に紛争を解決することが重点になつてきます。そうしますとそこで使う心理学の領域も変わつてまいります。ちょうど法律も何々法、何々法と分かれていたのと同様に、心理学も研究領域が分かれていきます。認知心理学、社会心理学、臨床心理学とか生理心理学とかいろいろあります。そのように分かれてまいります。目的が違つてポイントを当てる側面が違つて、使う心理学も微妙に異なつてくるわけなんです。

私は野望を持つておりまして、民事訴訟、制度、すべての側面に対して、一応すべての心理学の領域を適用していきたいと思ひますが、まだまだ道半ばです。きょうは事実認定の側面に光をあてたときに使う認知心理学と、紛争解決という側面に焦点を当てたときは、社会心理学、臨床心理学の知見を使うことになるわけですが、その社会心理学や臨床心理学にかかわる領域について少し話をしていきたいと思ひます。

最初に事実認定の心理学ということで話をさせていただきます。ここでの話の中心は証言心理学という領域になると思ひますが、この知見を使つて、どうやって正確な事実を認定していくのかにかかわる心理学の知見を紹介していきたいと思ひます。

証人というのは、自分の体験した過去の事実について語る証言方法ですから、その過去の事実を正確に覚えてもらわなければなりません。しかし、先ほど坂田先生のお話じゃないですけど、実は結構それが不確かなものなんです。あとで申しますように、最初の段階である不知覚の正確さもありますし、記憶の段階に入つてからも外からの情報によって影響を受けるとか。あるいは、繰り返してしまうことによっていろいろな影響を受ける。たとえば、繰り返すことによって自信が生じるわけですが、その自信を持つているということ自体を考え直さなければいけないといった状況もあり得ます。そういうことについての実験のようなものを紹介して、そのうちにじゃあどうやればうまく事実認定ができるのかということをお話を進めていきたいと思ひます。

まず、調べる対象であります証言について考えてみます。はじめに証人あるいは証言というものの特性をよく理解する必要があります。証言心理の研究では、どこでも証言という行為には大きく3段階あるというふうになつていきます。最初は知覚段階であります。これは物を感じ取る段階であります。聞いたり、見たり、触つたりという感覚でもって刺激を受ける段階だと言えます。その次に、それを記憶として保持する段階、さらには、保持されたものを抽出、想起する段階という、3つの段階があるわけなんです。実は、このそれぞれの内容を不確かにする要素が存在しています。知覚がゆがんでいたり、記憶が保持されている段階でほかの情報が入つてきたり、引き出すときに誘導されたりというのがその例ですが、少しずつ詳しくみていくことにいたします。

まず、知覚というのは、カメラとかテープレコーダーに例えればマイクとかレンズで音や光を撮る場面です。これは機械の場合ですと正確にそのものを写し撮っているということになります。人間もそうだというふうに想像しがちなんですけども、実は諸条件によってかなり影響を受けています。わかりやすいところ言えば、物を見たり聞いたりするときの条件。見る物であれば、どれだけの長さ見ることができたのか、あるいは、どういう明るさで見たのかといったところで正確さがずいぶん違うことになります。

それから、対象の性質によっても異なってきます。例えば、時間とかスピードのような相対的なものというのは、正確に捉えることは非常に難しいという面があります。

それから、非常に重要な点ですが、こういう外的な条件じゃなくて、目撃者といいますが、記憶、知覚をする人の内的な要因もかなり正確性に影響を及ぼします。ある物を見ることを強く予想したり、期待した場合とか、あるいは、目撃の瞬間にかなりのストレスがかかっていたような場合、そういった内的な条件が目撃内容に大きく影響を及ぼすことになります。

ちょっと例を示します。これはロフトスという人の『目撃証言』、原著名『Eyewitness Testimony』という本の中で示されている図です。この絵はある人はネズミに見えるが、ある人は眼鏡を掛けたおじさんの顔に見えるというものです。これは顔の連続でみれば顔、動物の連続でみれば動物に見えます。しかし、皆さん考えてみてください。見ているのは同じ物です。同じ物が内的な気の持ちようによって違うイメージのものに見える例です。何かを見たいと思うと何かに見えてしまう、という例でもあります。

ロフトスが指摘するところでは、猟のシーズンになると決まって人間を獲物として間違えて撃ってしまうという事故が起きるが、その例などは、本当に獲物を期待して待っている人間には、ちょっとしたものが獲物に見えてしまうといった現象がもともと生じているのではといったことも考えられます。

この絵のような獲物はないでしょうけれども、本当に間違えてしまうんでしょうね。ネズミだと思って実際に頭をバシッとたたくということはないと思いますが、少なくとも内的なものによって違ってくるといえるということかと思えます。

それから、ニュートラルなものあとにどういう情報が与えられるかによって、見方が違ってくる、そして、最終的には記憶も違ってくるといったこともあります。こういう図形を見せて、「眼鏡に似た図形を覚えてください」「鉄アレイに似た図形を覚えてください」と言うと、あとでこういうふうに眼鏡に似た図形として思い出されたり、鉄アレイに似た図形として思い出されたりします。そういう見たときの刺激の与えられ方によって見え方が違ってくるといえることがある。

「この図形を覚えてください」と言って、「先日、見たCに似た図形を思い出してください」と言うと、こういうふうになります。「月」に似た図形を思い出してください」と言う、こういうふうになります。

こういう現象というのはずいぶん前から確認されています。そもそも見る、あるいは覚えるということ自体がテープレコーダーとかビデオカメラのように、物理的に客観的な情報が感知され記録されるのではなくて、人間の頭脳の営みの中で解釈されたり、期待と共に移り変

わったりするものだということを示したものです。

こういう一般的な現象の中で、特に法律の問題等にかかわるものをもう一つ紹介いたします。これは有名な現象ですが、ウェポン・フォーカスと呼ばれるものです。なかなかうまく訳せなかったのを、ある人が「凶器注目効果」とうまく訳しています。たとえば、銃を持って脅されたとします。非常にショッキングな事例だし、目の前に賊がいたりすると、絶対にその顔を忘れないだろうというふうに普通の人は想像することが多いのではないかと思います。実際はどうか。こういう状況に立ち至りますと、凶器のほうにものすごく注目してしまっ、て、犯人の顔をよく覚えてないといった現象が生じます。こういうふうに言うとびっくりするわけですが、でも、例えば今、私が坂田さんをジーと見てると、実はこの手前の人も目に入っているわけですが記憶がない、といったことが起こります。それは、こっちに集中していると、こっちは見えていても見えない状態になってしまうということですが、それと同じことが起こるかと考えてください。

重要なのは、そういうことが実際には起こるのですが、こういう知識というのは、必ずしも常識としては共有されていないという点です。むしろ「そんなことがあったら顔をちゃんと覚えているだろう」という逆の常識になって、裁判も実はそっちの考え方で動いているわけです。そういった場合には、こういう知識を入れることによって、より正しく動かしていくことができるようになるわけでありです。

それから、記憶の段階に移ります。記憶の段階に移ってもいろいろな現象が起こります。よくある現象ですが、無意識的転移という現象があります。これは意識しない間に、対象がほかのものに入れ替わってしまう現象です。例えば、きょう、私は坂田先生に会ったんだけど、あとで気がついたら、きょうの記憶の中で坂田先生じゃなくて、誰にしましょう……。山本克巳さんに会ったとか。あり得ないことですけど、そういうふうに人が置き換わってしまうことが結構あります。そのように申しますとビックリするかもしれませんが、メカニズムを伝えるとよく理解してもらえます。

実は、記憶の中にはその刺激自体にかかわる記憶、例えば、人の顔であれば人の顔という記憶と、それをいつ、どこでという、その2つの部分があります。いつ、どこでというのはメタ情報あるいはタグ情報なのですが、これとは別に保存されるわけです。これが必ずしも一緒に引き出されるわけではありません。そう言っても皆さんなかなかお分かりにならないかも知れませんが、皆さん、人の顔を見て「あ、どこかで見たことあるんだけど、どこで見たんだっけ」という経験あるのではないのでしょうか。結構、あると思いますが、それは要するに、映像としての記憶とそれに対するタグ情報がずれていくという現象です。ずれていて、そのまま思い出されなければいいんですけども、これが入れ替わってしまうわけです。例えば、ここで坂田さんと会ったというのは完全な記憶なんですけど、坂田さんの顔があつて、「ここ」という記憶がずれてしまう。どこかと入れ替わってしまう。どこかで山本克巳に会ってあれば、「山本克巳さんだ」ということで思い出してしまう。

これは犯罪場面でもあることです。実はあの人を犯罪現場で見たと思っているのですが、よくよく、神様がちゃんと見てれば、実は駅のホームですれ違った人だというようなこともあり得るわけです。それはなぜかとい

うと、タグ情報と、もともとの映像情報のようなものが別々に保存されていることからくるわけでありです。

それから、もう一つのもともとの記憶が事後的な情報と混ざってしまうという現象についてお知らせします。これはロフタスという研究者がやった有名な実験です。最近の証言心理学の発展というのは、83年にロフタスが出した本から始まったと言っても過言でなくらいです。彼女は非常に影響力のある実験をたくさん行った人ですが、その中の一つの例です。

まず、最初に交通事故の場面の証人になるという前提でビデオを見せます。その後2週間実験が続きますが、中間に1回インタビューして、それから最後に証言のような形でインタビューするといった流れになっています。この実験では2段階に渡ってインタビューするということをしていましたが、この中間段階で「車がぶつかったときのスピードは」という聞き方をしたグループと、「車が激突したときのスピードは」という聞き方のグループと分けます。それから、まったく何も聞かないグループもつきます。

勘のいい方ですと、この時点である種の誘導が生じ、答えに開きが出るということが予想されるわけですが、これも、ロフタスのすごいところはそのあとにまた実験を続けるところです。さらに1週間後、「事故現場で割れたガラスを見ましたか」と質問します。そうするとどうなるのかという。「激突」という言葉を使ったグループでは、16名が「見た」と言っており、34名が「見ない」というわけです。「ぶつかる」という表現のほうは、7と43。比率が完全に違うという結果が出ています。質問なしのグループというのは途中の質問の影響がないわけですから、これを比べてみると、「ぶつかる」という質問とこちら側はほぼ同じくらいです。「ぶつかる」だと何の影響もなかったことがわかりますが、なぜこういうことが起こるのかということが非常に疑問になってきます。この結果は、一応、統計で有意な差が出ていますので、偶然の差ではないということが示されているわけです。

なぜかという点に関し、ロフタスはこう説明します。途中で入った情報が最初に見た情報と混ざってしまう。記憶が混合してしまう。途中で「激突」という激しくぶつかり合うイメージの言葉を与えられると、最終的に思い出すときに最初の記憶だけには戻れない。途中の情報も含めた混ざった記憶に戻ってしまっていて、そういう現象が起きるという説明をします。ロフタスはオリジナルな情報と事後情報が完全に渾然一体化してしまうというふうに言うわけです。

ちょっと申し遅れましたが、現実にはどうかというと、割れたガラスは存在しませんでした。見たというのはウソというか、虚偽になります。そして、そこが問題なのですが、本人は絶対ウソだと思っていないんですけれども、事実と異なる証言をおこなったことになってしまいます。そういった現象が生じた理由というのは、途中で情報が混じる、すなわち、先ほど入ってきた情報が影響を及ぼして、記憶自体が作り替えられてしまったのだという説明をロフタスはするわけです。

これにヒントに得て、さらに面白い実験があります。これはヴィドマーという人。今はデューク大学の先生ですけれども、同じようなことを、情報を与えるということではなく、言ってみれば訴訟過程の中で構造的な党派性を与えるということだけで起こるのではないかとということを検証しています。

同じようにある刺激を受けて、それについての証言をしてもらう。それを証人自身も、それから裁判官役としても、あるいはそれを観察する役としても聞いてもらって、その証言がいったいどっちに有利かを評定してもらうということをしたものであります。ただし、少し条件を変えて。Aグループは呼び出し状に「原告の証人」とした。Bグループは「被告の証人」としました。Cグループは「裁判所の証人」としました。こういう条件で、逆に言えば、これだけしか違いは加えないんですけども、実際に証言してもらって、それを評定評価してもらって平均値を取ると、Aグループは裁判官と評定者とも原告に有利、それから、Cグループは中間、Bグループは被告に有利にと、評価内容が偏ったということが示されています。

この結果には非常に面白いところがあります。証人、すなわち証言をした人自身の評定は偏っていない点です。本人は偏らせているつもりはないということです。自分の評価としては偏らせてない。ここにアスタリスクは付いておりません。これは統計的には違いがないということが意味しています。このアスタリスクの部分だけが違うという現象です。

実は先ほど言いました期待のようなもの、内面のモチベーションがこういうふうに記憶に影響を及ぼすのではないかとということが示唆される実験ですが、実際にヴィドマーの解釈では記憶自体の変容ではないとのこと。よく調べてみると、言い回しとか、ちょっとしたところが変わることによって、聞いている側にこういうふうに聞こえるという解釈を示しています。そうだとすると、記憶よりも聞く側の態度の問題なのかもしれません。いずれにせよ、証言という微妙な内容に関して、こういう他からの影響があることが示されているということです。

次、もう一つ触れておきたいのは、自信のある証人は信用できるかということです。よく証人は確信を持って述べる場合があります。「云々に間違いはありません。」といった形です。これをどれほど信用できるのかという点です。結論から言いますと、先ほど言いましたような記憶の変化というのは、重要なポイントとして決して本人は意識していないということに注意する必要があります。無意識のうちに事後情報の影響を受けてしまっていますから、基本的に本人は気づきません。だから、自信を持っているわけです。

それから、もう一つ非常に重要なことは、人の自信というのは、記憶の確かさだけから導かれるわけではないということです。後者は制度的には重要な意味を持つこととなります。これを実験で示したものをちょっとお見せいたしましょう。

これは私が福島大学にいたときにゼミでやった実験です。よくやられているような実験を自分らでもやってみました。私が忘れ物を自分の研究室に取りに行った間に誰か知らない人が来て、私のバックを持って行ってしまったという設定をしました。まず私のゼミの学生に、その持って行った人を犯人として探し当ててもらうことにしました。もう一つ、私の同僚の社会心理学者の佐藤達哉さんという人に協力してもらって、その佐藤達哉さんのゼミ生にはその犯人を捕まえる捜査官役をやらしてもらいました。その後実際何をやったかというところ、犯人らしい人の写真を見せて、その中から犯人を選んでもらうということをしたわけです。そして最後には、2週間後、ロフタスの実験のように、法廷で「この中に犯人が

いますか」というのを当ててもらったことをしました。

ただ、ちょっと変えたのは、捜査段階で強誘導捜査と弱誘導捜査ということをグループごとに変えてみました。強誘導捜査というのは、選択に「こいつが犯人だ」と言い当てられなかった場合、3回までそれを繰り返す。それに対してこっちの弱誘導グループは、1回だけやって、当てられなかったらもうそれで終わりということですよ。実際にやってみましたところ、強誘導では4人が当てることができた。犯人を指し示すことができ、弱誘導では2人しか見つけることができませんでした。そういう意味では、強誘導のほうが見つけさせる割合を高くしていることになります。ただ、注目しなければならないのは、「誘導されましたか」という質問に対して、いずれも統計的に差がありません。ほとんど誘導されたというふうに思っていないということです。数値の高いほうが誘導があったということの意味するので、むしろ弱誘導のほうが数値的には誘導されたという認識が強かったわけでありまして。ですから、捜査を受けた本人というのは、実験操作を別に自覚してはいなかったということがまず言えるわけです。

それで、さらに1週間後です。実際に証言をしてもらいました。ここでちょっとした問題が起こるわけです。どこのゼミにも不真面目な学生がいるのですが、前の週に出て来ない学生がいたんですね。少々困ったのですが、あとから考えたら「コイツはいいや」と思いまして、その人たちを評定者にしました。証言している学生を見て、評価してもらうという役をやってもらいました。

實際上、出てきた証人というのは5人しかいなかったわけですが、この5人の証人のうち3人が、写真を示した中に「犯人がいました」と言っています。証人の2は2、証人の3は4、証人5は1か5だと答えています。本当の犯人は4です。誘導しようとした偽の犯人というのは2です。実は捜査グループに対してはウソの情報を与えていました。結果として捜査グループは無意識のうちに違う人を誘導していたことになるわけです。そうしましたところ、結論的には、いかに誘導しても結局誘導に乗って間違っただけの犯人を答えた人というのは、証人2しかいなかったということでありまして。ですから、実験は失敗のように見えるというか、今回はあまり誘導は生じなかったかなというように思えるわけです。

しかし、注目すべき現象がここで起こっていたわけですよ。先ほどの評価者の4人に、「見ていて、この証人がどのくらい信用できるか計ってみよう」ということを言った結果がこれです。信用度、確信度というのはどの程度自信を持っていたように見えたかを評定したのですが、どうでしょう。一番高いのが間違っただけの証人でした。むしろ正確に答えた証人のほうがオドオドして、自信がないように見えたようです。皆さん、もし検察官だったら誰を証人に引っ張っていきますか。まず間違いなく、こっちですよ。

なぜこういうことが起こるのかということなんですけども、あとで聞いてみましたところ、結局この捜査官役だった女性が非常に巧みな方だったんですね。「偽装の教唆みたいなことをしたらルール違反であるから、そういうことを絶対するな」と言っておいたんですけど、何回もやるときに会話をしながらうまく当てるように仕向けていたのです。実はこの証人2というのは無意識のうちにだまされたわけです。その時、当てると、「よくやった」というふうに言うわけです。実際には言葉で

はそうは言わないですけど、仕草で示すわけですね。それで、この証人のほうは「あ、当たったんだ」と思うわけです。実は本当に思い出した、当たったというより、その仕草を見て当たったと思うわけです。それが自信になるわけです。逆に本当に思い出そうとした人というのは、記憶がどんどん、どんどん減ってなくなっていくわけです。そこを正直に思い出そうとすれば思い出そうとするほど、実は不安で確信がないわけです。こっちのほうが正直なわけです。

この実験をやったのは10数年も前になります。「こんなこともあるんだな」というふうに思っていたのですが、つい先ほどある本を翻訳いたしまして、その中で実はこういうことはよく起こるんだということが示されていました。経験的にそういう認識があるものですから、アメリカの捜査官向けのガイドラインの中ではある注意書きが存在しているわけです。顔写真とかで犯人を識別するときには、その犯人を知らない捜査官にさせなくてはならない。「ダブル・ブラインド」と呼んでいますが、そうしないと、知ってる人がやると無意識のうちに情報を与えてしまっていて、それで相手が選ぶし、選ぶと「やった」とかって喜ばれるとそれが自信につながる。だから、犯人を知らない人にそれをさせなければならぬと記されています。まさにそういうことを裏付ける実験であったということでありまして。

重要なことというのは、そもそも記憶というのは無意識に変わるものですから、本人の意識を頼っていても正確なものを得る可能性は必ずしも高くないということ。それと、もう一つ、自信というのは、本来の記憶の正確さから生じるもの以外にもあって、自信があるほうが危ないケースもあるんだということでありまして。

ちょっと例が刑事の話になってしまっていて「民事訴訟じゃないじゃないか」と言われそうなので、少し民事訴訟に近いような話を紹介します。

証言心理学の記憶というのは、基本的には記憶の研究であります。記憶の研究というのは、先ほど言いましたけど、事件を設定して、特定のものを思い出させたり、あるいは誘導したりということで行いますが、これがどうも日常的な記憶と相当違うのではないかと。つくられた設定じゃないかという批判があったりします。ナイサーという人はそういう批判を踏まえて、日常場面での記憶がどのくらい正確で、どういうふうに不正確で、どういうふうに変わるのかというのを実験した人でありまして。

実はこれは皆さんもよく知っている歴史的な事件ですよ。ウォーターゲート事件の公聴会の記録であります。公聴会でジョン・ディーンという人が話した記憶内容です。このジョン・ディーンという方は、人間テープレコーダー、今だとMDなんだろうけど、当時はテープレコーダーです。人間テープレコーダーと言われたほど記憶がいいことで有名だった人物です。大統領の執務室であるオーバル・オフィスに楕円形のオフィスがあるんですが、ウォーターゲート事件で、彼がそこで大統領との会話を思い出してこのように証言しているわけです。

見るからに詳細で、非常に記憶がいいように思えるでしょう。ところが、面白いことにこの証言がなされた後に、実はそのオーバル・オフィスには秘密のテープレコーダーが仕掛けられていて、そこでの会話がすべて録音されているということがわかったんです。ナイサーは彼の記憶と現実とがどういうふうなすれ違っているのかを、証言とテープを起したものを比較することに

よって分析したわけです。ちょっと読みましょうか。

「9月15日、司法省はウォーターゲートを審査している連邦大陪審によって7名の起訴が申し渡されたことを声明した。その日の午後遅く、私は大統領のオーバル・オフィスに来るようにという電話要請を受けた。私がオーバル・オフィスに到着したときハルデマンと大統領がいた。大統領は私に腰かけるように言った。2人は非常に機嫌がよいように私にはみえたし、私に対する対応の仕方は大変暖かく誠意がみられた。そこで大統領は私に対してボブ（ハルデマンのこと）が大統領に私のウォーターゲート事件の処理に関する情報を絶えず伝えていたことを告げた。大統領は私に対して私がよい仕事をしたこと、そしてそれがどんなに困難な仕事であったかということを彼が評価していること、そして大統領はこの事件がリディのところでストップしたことを喜んでいることを述べた。私は、他の人たちが私がやったことよりもはるかに困難なことをやったのだから、私の手柄とはいえないと返事した。大統領がその事態の現状を論じたとき、私は彼に対して自分がやりえたことのすべては事件を封じ込めてそれをホワイトハウスと無関係に保つ手伝いをするのであったと言った。私はさらに彼に対して、この問題の終了まで長いみちのりがあること、そしてこの問題の解決が始まるであろう日がやってこないかも知れないと、私はたぶん確約できないことを述べた。」

かなり詳細な証言をしております。ところがこれを起こしてみると、今、出てきたあたりに当たる会話はつぎのようになります。

「ヤア、どうだい？君は今日大変だったね、そうなんだろう？君はウォーターゲートをいいようにやった、そうだね？」

「やってみました。」

「結局どうなった？」

「アー、この時点で、よいと言えると思います。新聞の動きはまさにわれわれの予想通りです。」

「もみ消せた？」

「イエ、まだです。いま正に記事になっている。」

「大きな記事だ。」

「起訴された5人、プラス、ホワイトハウス前職員、それで全部だ。」

「プラス、ホワイトハウスの2人の仲間。」

「それでよい。もみ消しが露骨にみえなくなるだろう。本当だ。ミッチェルがいつも言っている通りだ。田舎の人間にとってリディとハントは大物だということ。たぶんこれでよい。」

「マクグレガーはどうしている？」

「非常によいと思います。彼はよい声明をだしました。大陪審が召集されたということと、何らかの弁明があつてしかるべきことを今悟るべきだと言っていました。」

「心細いことだこと。」

「チクショウ（聞きとれず）」

「それはできない。」

「これだけは忘れるな。すべての災難がわれわれにふりかかってきている。いつか反撃をしよう。ほかの調査のほうはどうなっている？」

実はこういったところが実際の会話です。さらに該当するところは。

「オー、そうだ。君が知ってるようにこれは混み入った問題だ。起きてしまったちょっとしたくだらんことだ。そしてこんな風に働いた連中はひどく困っている。だが、君のこの問題の処理の仕方は非常にうまく私にはみえる。あちこち吹き出している漏れ口を君の指でふさいでくれ。大陪審はもう無視できるかい？」

「その通り……」

どうでしょう、内容。確かに大統領は喜んでますね。褒めています。しかし、細かく見ると違うところも結構あります。非常に細かいところなんです、最初の部分です。

「私はオーバル・オフィスに来るようにという電話要請を受けた。私がオーバル・オフィス着いたとき、ハルデマンと大統領がいた。大統領は私に腰掛けるように言った。」

よくありそうなことですけれども、現実にはまったく言っていません。もしかして手招きしたのかもしれないですが、少なくとも言っていないのは事実です。

「大統領は非常に私に対して良い仕事をしたこと、そしてそれがどんな困難な仕事であったかということを彼が評価しているということ。それで、リディのところでストップしたことを喜んでいること述べた。」

これがどうもそのようですね。實際上、「ウォーターゲート、いいようにやってくれたね」ということを言っているわけです。

しかし、もう一つ見てみると、「私は他の人たちが私がやったことよりもはるかに困難なことをやったのだから、私の手柄とは言えないと返事をした。」

非常に謙虚でいい人だなと思うわけですが、実はこれも言っていない。大半は正確、細かい部分は不正確、そしてないものも入っているという構造です。ナイサーはこういった現象を次のように説明しています。日常的な記憶の中には、現実にはなくても日常的によく繰り返される言葉が無意識のうちに入り込むことがある。それから、もう一つ起こる現象は話者の心の中の希望、自分の自己像がこの記憶の中に入り込んでしまったりすることもある。そして、これは彼の作った言葉ですけれども、記憶というのはレピソードだというふうに呼んでいます。レピソードというのは出来事とリビートの造語で反復代表記憶というふうに訳されています。思い出されるのは、反復され、関連する重要な事柄の一部分に過ぎない。文字どおり忠実さはないが、骨子を再現するという形で記憶が何遍も繰り返して再生されている。大きく違わないけれども、骨子しか残らない。そして同時に、日常の、あるいは話者の心の希望というものが入り込んでしまうという説明をしています。こうなってくると、だんだん日常のわれわれの証言の世界に近づいてきて、「いい加減なこと言ってるな」といったあたりが見えてくるわけです。

これにつなげて、裁判あるいはそれ以前の過程では実際に何回も同じことを言われることがあります、それがいったいどういう結果的な意味を持つのかということに触れておきます。肯定的なものとして2つの現象が確認されています。レミニセスと呼ばれています。何回もやることによって、それまで思い出せなかったことを思い出すことができるという現象。それからハイバームネジアと呼ばれていますが想起するもの、全体数が増えるという現象です。しかし、同時にネガティブな結果が生じることも指摘されています。それは、思い

出せば思い出すほど忘れていくという現象であります。

例えば、A、B、C、Dという4つの事柄が現実起こったとします。しかし、繰り返しA、Bだけを思い出させる。同時に起こったC、Dに関しては何も触れないということを何回も行っていると、どんどんC、Dの想起が抑圧されて、しまいには思い出さなくなってしまう。そういうようなことが起こり得ることが指摘されています。自分の取りたいこと、聞きたいことばかり何回も聞いているうちに、重要なことが何か分からなくなってしまう、といったことが起こりうるようになります。

それから、全然内容に変化はないのですが、繰り返している過程で確信度が高まってしまうという現象が指摘されています。これもロフタス流に考えれば、わからないわけでもないですね。思い出したことを思い出して自信を付けるということになるのでしょうか。ですから、ナイサーの言った現象というのは、こういったことと結び付けて考えていけば、よく理解できるということも言えるわけがあります。

ここまです証言心理学の成果なわけですが、これを証人尋問に結び付けるといったいどう考えるべきか、ということでもあります。皆さんご存じのように、民事訴訟では交互尋問制をとっているわけです。この制度のもとでは多くは当事者が証人を自分で連れてきて事前に準備する、すなわちリハーサルを行います。これは、民事訴訟規則にもちゃんと準備しろと書いてあります。しかし、先ほどの現象を見ると必ずしも好ましいとは言えないということになるわけです。

しかし、それに対しては反論があります。ご存じの方も多いと思いますが、ウィグモアという英米証法法の大家がそういった現象に関しては反対尋問があることを指摘しています。彼によれば反対尋問こそが真実発見の最大の発明であるとされています。われわれもそういうふうに出てきているわけですが、しかしよくよく考えてみると若干疑問がないわけでもありません。

反対尋問の有名な例としてリンカーンの反対尋問があります。大統領のリンカーンが若いとき、弁護士のころに殺人を目撃したと称する証人の反対尋問をして、見事ウソを暴いたという有名な例があります。月夜の暗いところで、殺人者が銃で撃っていることを詳細に言うわけです。「そんな遠くからなぜ見えた」というふうに聞くと、「月夜で見えた」「月明かりで見えた」というふうに答えるわけなんです。それだけ言われた後にポケットからあるものを取りだし、「これはその日の暦だ。この日は闇夜だ」ということを言って、ウソであることを暴露する、といった例です。

こういうふうにきれいにいく反対尋問は確かに非常に効果があるようですが、このときの前提というのは、本人がウソを言っているというものです。だから、本当の記憶があるのをうまく突っついて出させるようにしていますが、先ほど言ったみたいに本人さえ知らないうちに物事の記憶が変わっていたら、果たしてどれだけのものを取り出せるのかということでもあります。もちろん、後で申しますように、反対尋問によっておかしいものは排除できるわけですが、もともとは、もしかしたらうまく聞き出されたかもしれない記憶がどんどん破壊されていく現実もあることを認識する必要があります。反対尋問があるからすべてOKだとは言えないんだということを理解しなくてはなりませんし、反対尋問だってできることは限られているということでもあります。

絶望的なように見えるわけですが、それではどうしたらいいのか。どうしようもないわけでもあります。事前面接というのは記憶の変容をもたらす可能性があり、反対尋問というのは真実の発見とはいいつつ誤りの廃除のレベルでしか機能しない可能性があるということになります。それを前提に、あまり反対尋問に過剰な期待を持たずに、どうしたらいいのかということを考えていかなくてはなりません。基本的に証人なんていうのは信用できない。使わないに越したことはないとも言えますが、そうも言い切れません。

裁判の中で一番強力な証拠というのは書証だと言われます。裁判官は間違いなくそう思っている。しかし、書証がきちんと残っていれば、およそ裁判にならないとも言えます。なったとしてもすぐに和解とか、いわゆる欠席判決になったりするわけです。実際には書証が機能しないから、証人のレベルまで争い事が下りてくる。これが実際だということを考えるとやはり、この不正確な証人ともうまく付き合っていかなければならないことになっていきます。

どうやっていったらいいのかということになります。と、証言にしっかり依存するというのはやめて、基本的には証言の内容や状況に関する客観的な情報を集めるということでもあります。それから、その証人が証言に至るまでの経緯も含めて、要するに途中でいろいろある可能性がありますから、そこを調べなくてはならないということになります。

次の問題といたしまして、やはりウソと記憶違いをはっきり区別しないといけません。ウソは本当を知っています、しかし、記憶違いは本当を知らない。ですから、この記憶違いをいくら攻撃してもどうにもなりません。かえって悪い状況、すなわち弁護士はいじめっ子じゃないかといった印象を与えてしまいます。特にこれから裁判員が入ってくると、非常に悪い印象となります。ですから、突けば出るというふうと考えられる状況と、そうでない状況をちゃんと区別する必要があります。ウソはその証人の信憑性の問題ですが、記憶違いは証言自体の信憑性で、証人の信憑性と証言の信憑性を区別することが必要です。さらに、反対尋問というのは限界があるということを十二分に意識する必要があります。

それじゃあ、反対尋問は意味がないのかというと、またそうでもありません。この反対尋問を証言心理学の知識をもとにしてうまくやるためにどうしたらいいのかというと、さっき言ったように証人の弾効と証言の弾効を区別する。証人を責めるというのは、一つには印象を悪くするし、もう一つには証人を責めたところで真実は出てこない。掘り出せるものがない可能性のほうが強いということで区別して、証人いじめはやめたほうがいい。むしろ、やっぱり証人以外のところに存在する客観的な事実を利用するようにしないとならないということになります。

ここでちょっとテクニカルな話になりますが、反対尋問には2種類あるというふうに言われます。1つは積極的反対尋問というものでありまして、証人の証言の内容を否定するものであります。これがうまくいくのは、事前に客観情報をきちんと持っていることが必要です。先ほどのリンカーンの例では、暦をちゃんと押さえているといったことです。それが前提で、その客観情報と異なる事実を証人の口から言わせてしまう。これは別に責め立てて言わせるのではなく、いかにも信用していると

いった形で行います。反対尋問というのは敵方がやるわけで、普通証人はあんまり答えないのですが、本人が言っているとおりのことを言わせれば、ベラベラしゃべるものです。その段階でこれを言わせる。こういったやり方を「ピンで止める」と言ったりしています。この場合の要点というのは、証人自身の信憑性を証人自身で語らせるということです。下手な証人尋問は「あんた、ウソ言ってるでしょう」「いいえ」って、これで終わってしまう。ウソを「ウソだ」と言ってはだめです。本人にウソをはっきり言わせて、そのあとに客観情報と対比させる。

もう一つ重要なのは、そのあとの追求しないことです。そのまま逃げる。英語でランナウェイと言うんです。なぜ逃げるのか。それをまた続けると、いいわけを言われてしまいます。だから、もうそこでストップする。こういったやり方はたとえ記憶が残っていなくても、間違いを排除するという意味では十分通用します。しかし、このやり方の確信部分というのは、証人の証言よりもより客観的に信用性が高く、証人の証言内容と矛盾する情報を持っているかどうかです。

こういう反対尋問というのはチャンスがない限りほとんどできないのが現実でしょう。よく言われるように、日本の場合にはディスカバリーのような証言の前に、相手方証人の情報を入手する手段がないわけですから、この場面というのはほとんどあり得ないことになりました。

あとはその変わりきっている証人の証言を崩す方法というのは何があるのかということですが、もう一つがこの消極的反対尋問なるものです。これは相手の言っていることを否定しないやり方です。相手の言っていることはそのまま言わせる。しかし、もう一つのストーリーを示すといった手法です。証人が信用できるとしても、もう一つ信用できるほかの事実がありますよということを証人の口から言わせる。民事訴訟法で言う間接反証のような手法を執るわけです。

このときに関係があるのは、要するにそれがうまくいってくれるかという点です。別な可能性があることを証人の口から言ってもらえればいいのですが、技術的にはそれはなかなか難しいところでもあります。ここでポイントになるのは、教科書に書いてあるように、証人は相手の味方ですが、相手の味方になる以上に大切なものを守っている。それは何かというと、自分自身なんです。証人も、自分自身がウソをついていると思われたり、バカだと思われたりすることは嫌です。だから、証人自身の言葉の一貫性やら客観性を利用する。なるべく証人が「うん」と言いたい事実を使って、別なステージを組み立てるというのがうまくいくコツです。まあ、そうは言ってもなかなか、できるかどうかはわかりません。

言ってみれば、証言の内容を覆すことは、証言心理学上の知識によれば想像以上に難しいわけなんです。本人はそう思い込んじゃうという可能性があるからです。本当に人が悪くて、ウソを言っている場合もあり、その場合はやり方如何では証言内容を覆すことができる可能性はあるんですけども、さっきから見ていると、最初のウソもだんだん本当に変わったりする可能性があります。ですから、積極的反対尋問を狙うよりはむしろ消極的反対尋問を狙う。積極的反対尋問だけに頼るということではできるだけしないというのが今までの知識から得られるところでもあります。

時間がなくなって来ましたのでちょっと急いでまい

ります。

もう一つ、事実認定に関しては証言を受け取る場合、事実認定者のことを眺めなくてはなりません。それは裁判官のほうの話になるわけですが、裁判官のほうにもいろいろ落とし穴があるわけですね。裁判官も人間でありますから、裁判官の思考も人間一般の情報処理の特性を持っているわけです。その点について少し説明をしたいと思います。

まず、人間はそもそもどういうふうに関係と接するののかという点と、事実認定の専門家とされる熟達者としての裁判官の判断というのは、どういう特性を持っているのか、それらに加えて、訴訟制度上、非常に重要な口頭主義と当事者主義構造の持つ意味というものを関連して考えていきたいと思います。

まず、人は何らかの情報を与えられたとき、すべての情報にニュートラルに接するわけじゃなくて、通常、何か仮説を持ったり、何かの態度を持ったりして接しています。そういうものが前提にあって、情報をすべて平等に受け取るのではなくて、自分の前もって持っている情報にあるものを選択的に取る傾向があります。「情報の選択的摂取」というものですが、これは確か政治の領域だと思いますが、ラザーズフェルドという人が『ピープルズ・チョイス』という有名な本を出しています。翻訳もされておりまして、そういった文献の中でそういう傾向があることが指摘されています。

他方、裁判官というのはどういう意味で熟達しているのかという点ですが、熟達者、専門家というのは素人とどこが違うかというと、多くの場合、素人は何らかの問題に直面したときに、いろんなことをやろうとして、時間がかかってうまく処理ができないというのが典型ですが、熟達者の場合には問題の状況に対して取るべき手段がパターン化して、即座に対応できるように訓練されているというようなことが言われています。それまでの経験から問題処理の定型化がされていっている。他よりも早く処理できるというところに専門家の思考パターンの一つの特徴がある。

ところが、問題の定型化によっていろいろな情報の検索が迅速になるわけですけど、同時に、そのパターンから外れたものを落としてしまう可能性が出てくるといって、大きい落とし穴があります。先ほどの指摘と併せて考えたときに、この問題はこれだということを早く見つけて、パッと適切に処理ができるのですけれども、その問題でなかったときとか、新しいパターンのときにもこれを当てはめてしまう恐れがあることになります。どの問題も自分の知っているパターンに引き付けてしまう、いつものようにやってしまうという危険性が生じることになります。これに関してはゲームとかいろいろあるので、興味のある方はそういった本を探していただきたいと思いますが、裁判の中ではこれを是正していかないといけないわけです。それに関して心理学上言われている一つの対応は、当事者主義構造がそれに対する大きいブレーキになるという点です。情報を対立して提示することによって、受け手が持っているそもそもの態度について警戒感を引き起こさせることができるということが指摘されています。

これは実験があります。同じような事件を経験させることによって、ある程度の構えを被験者はつくり出します。この事例に関しては、同じような事例を数多く行うことによって一定の構えをつくって、最後に実験をするわけなんですけれども、当事者主義構造と糾問主義構造の両

者を行いこれを比較します。ここでの当事者主義というのは当事者が対決して提示するのに対して、糾問主義は審判者のほうが情報を取ってくるというものです。実験ですからまったく同じ証拠を用いるわけですが、図のここから半分というのは違法のバイアスをかけた情報を出しています。そうすると、わかりづらいかもしれませんが、糾問主義の場合はバイアスのほうに引きずられて違法の判断がずっと強くなっていきます。それに対して当事者主義の法ではブレーキがかかっています。これは適法情報から違法情報という順番で提示した場合で、逆にこれは違法情報、ここから適法情報という順番でした。最初に違法を示した場合でも、当事者主義の方がやはり違法値が低くなっています。ここでは心の中に一方に流れるのに対して抵抗力が生じる。そういう抵抗力を生じさせる構造を当事者主義は持たせるということです。説明としてはリアクタンスが生じるといった説明がなされていますが、きょうはその話は省略します。

もう一つ非常に重要なのは、これに加えて口頭主義という点です。これは何が重要かというと、書面主義になったときに誰が情報を取捨選択するかを考えてみてください。たとえ当事者主義構造で書類をいっぱい出しても、書類が山のように積み重なるわけでありまして、その書類の中から何をとりかは結局その裁判官の自由です。自分の方で「これだ」というようなものを中心に読み進むということも生じます。

それにブレーキを掛けるのが口頭主義です。口頭主義というのは、情報提示のコントロールを提出者に完全に与えています。聞きたくないことも聞かされる。先に進みたくても進めない。しゃべる人間がしゃべらないと進めません。この構造があることによって対立構造がより顕著になりますし、判断者が持っているバイアスに引きずられて進みそうになるところにブレーキを掛けることになります。そういう意味では、この当事者主義と形骸化していると言われてきた口頭主義というのは、実は正しい事実認定するために非常に重要なものだということになるわけです。これは先人の知恵なわけで、またこれを復活しようという動きがあるわけですが、単純に、手続を効率的に進めるという意味だけではなくて、事実認定を正確にするという意味でも極めて重要だということになると思います。

駆け足で次に行きまして、今度は紛争解決と心理学ということです。結局、訴訟しても、その訴訟の結果を納得できなければ実質紛争はなかなか解決しません。判決をもらっても抵抗すれば上訴がありますし、それから強制執行段階で財産を隠したり、あるいは少なくとも強制執行が必要になると経費がかかるということになります。制度的にも本人にも良くないわけです。ですから、なるべくならば1回の判断で、それを十分に納得してもらうようなものを出すのが望ましいということになります。そういう視点から、いったい紛争解決の結果を納得させるのは何なのかということのを少し考えてみたいと思います。これはちょっと事実認定の話とは異なる面があります。ここでは、結果が重要なのか手続が重要なのか。それから、聞くことの意味と、当事者が手続に参加することの意味というものについて、ポイントを絞ってみたいと思います。

一般に人は勝訴のために訴訟するというふうを考えられているのではないのでしょうか。勝訴とは自分の利益です。その利益が取れたかどうかで訴訟結果に対する

評価が決まるというふうに考えがちです。常識的には、勝てばいいし、負ければダメだし。それ以外何があるんだという話になるわけですが、ちょっと面白い実験があります。

これはウォーカー、ラ・ツール、リンドといった人たちが行った実験ですが、やはり裁判のシミュレーションです。情報は全部同じものを使っています。勝ったチームはすべて同じ情報で勝つし、負けたチームはすべて同じ情報で負けるわけです。結果の内容も同じように勝つし、同じように負ける。違うところは1点だけです。それは途中であります。すなわち、当事者主義型と糾問主義型の手続の区別がなされています。これは法律上の定義で言うところの当事者主義、糾問主義とびったり一致するのではなく、単純に1カ所だけ操作することを意味しています。それは情報を誰が提示するか。当事者主義はさっきと同じように、当事者が自分の情報を出すという設定であります。それに対して糾問主義は判断する側が情報を取ってくるというものです。その手続だけ変えて、使った情報も出た結果も一緒という設定です。もし、人が結果しか見ないというのであれば、結果が同じであれば、評価は同じはずですが、ご覧のように同じ結果であっても当事者主義のグループの評価のほうが勝った場合でも負けた場合で数値が大きくなる、すなわち、評定評価が高くなるといった結果が出ています。まったく同じ情報で、まったく同じ結果を得たにもかかわらず、途中が違っていると受け入れ方も違って来る。ウォーカーらは、この結果の満足度の原因になっているのは手続の公正さだろうと説明しています。公正な手続を経れば、結果の評価も上がるとしています。普通は結果が良ければみんなが良しと考えますが、この実験からすると、手続の影響も相当強いことが示されています。

これはちょっとわかりづらい事例なんですが、同じように裁判のシミュレーションで、ある問題状況に直面し、一定の段取りを経て問題解決をしなければならないという状況をつくります。実際には登録商標か何かのアイデアを学生に競わせますが、「盗作だ」というふうに相手から言われたという状況をつくった例です。その問題を解決するのに、あるグループはまったく討議のチャンスを与えられずに、決められた手続で解決策を出される。次のグループは、どういう手続で解決したらいいかは話し合ったけれども、その結果とは別の手続で解決が図られました。次のグループは話し合いをした結果が偶然一致したグループ。それから、最後のグループは話し合いの結果に従って手続を構成して結果が出たグループというふうに分けています。

そうしましたところ、自分たちの言った方法で結果が出たグループは、一番結果に対する公正評価と手続の評価が高かったのですが、それは当然として、注目すべきはこれがすべて違っていると、討議なしよりも、討議ありのほうがまず高い点、しかも、それが結果に影響しなくても高いという点です。時間がないので結論だけ言います。これはほかでも確認されていますが、人は手続過程に参加して、結果に影響がなくても自分で声を出せることによって結果に対する評価を上げることがあることが知られています。一般にボイス・イフェクトと言われています。発言のみの持つ効果です。結果に影響がなくても、発言したというだけで結果を肯定的に評価するという効果があることが確認されています。

こう言うと「え！」と思うかもしれませんが、世の中にも同じ現象が確認されています。よく「ガス抜き」と

いったことが言われます。「結果はもうわかっているんだけど、まず言わせろよ」といったことがあります。そうすると何となく収まる。実はそれはウソではなくて、起こり得る効果ということです。

この両方に共通しているのは、紛争の結果を受け入れさせるためには途中が重要だという点であります。これは実験的に示されたものですが、現実には起こるものだということの一例をお知らせしたいと思います。

これはおとし、2006年に法務研究財団というところが、最高裁の協力を得て裁判の利用者に対して行った調査の結果の一部です。実際の調査は私たちがやったわけなんですけれども、裁判官に対する満足度を聞いています。こういうことをすると裁判官が非常に嫌がります。それはなぜかという、裁判官は法律に基づいて判断を下している。結局、勝ち負けをはっきりさせる。人はみんな勝つために来ているし、結果が重要だから、勝ったら満足だけれども負けたら不満に決まっている。だから、裁判官に対しては半分くらいは不満足だ。そんなことは聞かなくても分かるし、不満を見るのは嫌だと嫌うわけなんです。実際にやってみると、裁判官に対する満足度を一番規定しているのは何かというと、この表にあるように、よく話を聞いてくれたかどうか。勝った、負けたよりも、聞いてくれたかどうかで裁判官に対する満足度が大きく異なってくるということが分かってきます。これは調査に協力してくれた900何人全員に対してやっているのですが、「よく聞いてもらった人が勝ったんじゃないか。勝った人がよく聞いてもらったと思ってるんじゃないか」という批判があり得るものですから、負けたというか、不利な結果に終わった人に関しても集計しています。すると同じ結果です。勝っても負けてもこういう現象が出るということは、勝った、負けたにかかわらずこの現象が出るということです。負けた人も、聞いてもらったほうが裁判官に対する満足度が上がるわけです。これは非常に重要な効果で、裁判官は負けさせる側でもよく聞いてやれば何も言われなくて済むということをよく自覚する必要があるということになります。

それから、もう一つ面白いもの。これは2000年に司法制度改革審議会が行った裁判の利用者調査です。これも私たちがやったわけですが、この中でも非常に端的な結果が出ました。不利な結果に終わった人たちだけを取って、その不利な結果に対してどういう態度を取るかを調べました。不利な結果に終わった人の中にも、手続を公正だというふうに考えた人と、不公正だというふうに感じた人がいます。同じようにネガティブな結果ですが、このグループ分けをして集計しましたところ、手続を公正だというふうに感じた人というのは、不利な結果であるにもかかわらず50%は「これを受け入れる」としています。それに対し、手続も不公平だと思った人というのは、同じ割合が20%を切り、18%ぐらいに落ちてしまう。この差は歴然であります。同じ不利な結果を出すのであっても、手続をきちんとすればそれに対する認容度が上がる。先ほどの実験と同じ現象が出ているわけです。そうすると、結果を受け入れてもらうためには、聞くことや公正さを保つということが非常に重要になってくるということになります。現実には結果だけではないのだということがわかってくるかと思えます。

つぎに、これは原告・被告に対して、2000年の調査の中で訴訟に対して何を求めるか。利用動機と期待を聞いたものです。原告も被告も、共通して一番高かったの

は、公正な解決を求めるということです。建前だというふうに批判した人もいますが、先ほど見てきたような結果などからあながち建前ではなくて、公正さというものの、それは手続的にもあるいは結果的にも非常に重要な役割を果たしていることがわかります。

駆け足になりますけど、もう一つ。裁判制度の満足度というのは、結構いろいろな要因に規定されていることがわかりました。これは相関関係を示した図です。相関関係の強いところ、有意な関係のあるところに線を引いたものですが、どうも制度の満足度というのに結果が有利かどうかというのはあまり影響がない。それからよく言われている審理期間が長いのか短いのかも、あまり裁判制度に影響を及ぼしていないことがこのときは示されていました。むしろ非常に相関していたのは、審議の適切さ、審議における主張性、審議の了解性といった手続過程の評価でした。あとは関与した裁判官、弁護士との満足度が大きい影響力を持つという関係が示されています。ここでも結果よりは、どうも手続過程だということを示されています。

なぜこういうことが起こるのかということに関する理論的な検証ですが、こういった現象を確認したのは手続の公正に関する社会心理学上の研究ですが、その中で一番の権威のタイラーという研究者—私も実は彼のところに留学したので受け売りなのですが—彼はなぜこういう現象が起こるのかということに関して、「人は裁判過程において社会の権威者である裁判官と接して、自分の社会的存在を確認しているんだ」と言っています。その手続過程を通じて、その権威者が自分に対する地位に配慮してくれたり、権威者自体の信頼性、中立性が高ければ、社会が自分をきちんと扱ってくれているという意識が高まって、結果に対する受け入れが高まるという趣旨のことを言っているわけです。

私もこのこと自体はそうだろうなというふうに思うわけなんですけれども、ただ、それだけでどうかなというところもあります。というのは、前の調査でも手続がいい評価をもたらすという現象は不利な人によく出ています。けれども、有利な人に関してはあまり出ていません。手続がいい、悪いに関係なく勝った人はいつも満足しています。実際には、これはどうしてかということなんですけれども、私は加えてもう一つの理由があるのではないかと考えています。それは紛争の多目的理論という考え方です。これは東北大学の社会心理の大淵憲一先生が以前からご指摘なさっている考え方ですが、「紛争解決というのは、1つの目的に対してのみ動いているのではない」ということを指摘する考え方です。例えば、500万円を返してくれない。借りた友人が返してくれない。最初は「お金を取り戻したい」ということが問題ですが、交渉している相手にバカにされたりしたら「アイツを謝らせたい」。あるいは、訴訟にいったならば、「自分の主張が正しいことを社会の人に認めてもらいたい」あるいは「裁判官に認められたい」という考え方も出てくるわけです。

こういう心が発生するのですが、普通の人々の解釈は500万円を取り返すことだけを焦点に、他は無視する。裁判は特に他を無視します。しかし、人の心の中にはこれらが平行して実は残っている。1つの目的だけでなく、複数の目的を持って実は紛争解決というのがなされている、というのがこの理論の指摘するところ。相手が友達だったならばお金も返してもらいたいけれども、仲直りもしたいというようなことも立派な目的と

して出てくる。訴訟では500万だけしか主張しませんが、内面はもしかしたらこっちのほうが強いかもしれない。そういうことも起こり得ることを指摘するわけですが、私はこの考え方と先の考え方が一緒に起こるのではないかと考えています。たぶん、お金を取り返す、勝訴、自分の利益、権利を守るということと同時に、先ほどのトム・タイラーが言った自分の社会的な地位の確認といった要求が訴訟の過程では同時に生じていて、勝った場合にはより上位の利益と言いますか、派手な利益でもってほかのことが消える。けれども、負けたときには二次的、三次的な、あるいは同時並行的な、自分がこの社会の中でどういうふうに使われているのかということが浮き上がってくる。それを否定されると徹底抗戦になるが、そこが認められていれば少しショックが和らぐ。手続のショック・アブソーバー現象なのではないかというように思っています。

しかし、いずれにせよ、訴訟制度を考えるとときには極めてこれは重要な問題です。というのは、勝った人間は黙っていてもハッピーだからいいのですが、むしろ負けた人間にどう納得してもらうかが、先ほど言った紛争解決するという意味では非常に大きい意味を持つわけでありです。そういう意味では、敗訴当事者の意見を聞いたり、公正だと思わせることが重要なわけがあります。

この研究の中で、手続を公正だと思わせる要因の一つとして、昔から主張されているのは自分の立場を言わせる。要するに、さっきのボイス・イフェクトのようなものがあります。これが非常に重要だと言われていて、われわれも訴訟の中でどれだけ意見を言わせるのがいいのかというのをずっと主張してきました。ところが、つい先ごろの調査結果でショッキングなものが出てまいりました。実は2000年の司法制度改革審議会の調査で出た結果の中で一番クリアだったのは何かといいますと、尋問経験者と被尋問経験者の訴訟制度の各側面についての評価の差でした。十分に主張できたか、証拠を十分に提出できたか、進め方は公正だったか、審理は充実していたか、結果に満足しているか、裁判制度に満足しているかですが、驚くことに、これらのすべての項目に関して尋問経験者の評価が被経験者の評価よりもはるかに下回っています。しゃべらせればいいというふうに言っていたのですが、しゃべった人間がものすごい悪い評価したことが明らかになったわけです。非常にこれはショックな結果でありまして、どういったものかということで解釈を迷ったんですけども一正直言ってまだわかりませんけれども一個人的にはこのように考えております。

手続の参加というのには2種類あると思います。能動的参加と受動的な参加です。自分のほうから積極的に参加していく場合と、嫌々でも参加させられる場合です。実は、尋問というのは取り調べの対象になるところでもあります。自分が言いたいことを言えるのではなくて、言わされるだけです。これではたぶん手続で、先ほど言った「言った」という感覚が得られないのだろうと思います。むしろ、タイラーの理論で言うところの、地位も、立場の尊重というものも感じることはできないのだろうと思います。その意味では、発言はしてもあまり効果が上がらなかったんだろうなと思いますし、むしろ落胆したのだろうなと思われるわけです。従来言われていた当事者尋問によるガス抜き効果というのはほとんどなかった、さらには、なかったというより、むしろ逆効果だったんじゃないかというような結論に達したわけ

なんです。

話の最後になります。そうすると、正確な事実認定をするときには、対立構造というものを使って裁判官のバイアスを抑制して、反対尋問を効果的に使って話を聞き出す必要性が生じるのですが、紛争解決という側面においてはそれは必ずしも良くないという矛盾する結論が出てまいります。これをどう解消するのか。その心理学的な知見をどう訴訟手続の中で総合的に理解するのかというのが大きい課題となってまいります。まとめますと、対立性もたらす正確性と、対立性による紛争の激化という消極評価の両方の現象が出てくるわけです。これをどうしようかということですが、結論から言うと、従来のようにこれをゴッチャにしてやらないで、やっぱりメリハリの利いた審理というものをしなければいけない。紛争解決するためには、おそらく当事者にもものを言わせなくてはならない。ものを言わせるのは、当事者主義構造のただ中、すなわち、交互尋問ではなくて、自らが主体的に語れる主張場面とか、あるいは和解の場面でそういったことというのは実現されることが望ましい。それはそれでやるが、しかし、だめなときには事実認定にいかざるを得ないということで、集中して対立構造をもってくる。これは従来は結構いい状態になっていたとも言えますが、そういう意味では分けたほうがいいだろうということになります。その意味では、争点整理と集中証拠調べを目指す今日の改革が良いのだろうというふうに思うわけです。むしろ、紛争解決という側面を重視するのであれば、対立構造をなるべく隔離したものにするというのがいいのではないかと思います。それで、それ以前は裁判官というのはよく聞いてやるべきだということになろうかと思います。

ただ、この「聞いてやる」ということに関して常に言われている批判は、「訴訟というのは暇人の集まりじゃないんだから、意見を聞いている時間がない。そうしたら迅速な解決ができなくなるだろう」ということです。それはそのご指摘のとおりだと思います。

ただ、一つ考えなくてはならないのは、これが常にそうなのかということです。最近、私どものロースクールでもロイヤリングという授業があります。私の法と心理学の授業の中でもやるんですけども、そこでは聞き方の訓練をします。人の話をよく聞くこと、リーガルカウンセリングという側面で扱われたり、あるいはメディエーション技術などで扱われたりします。

この技術というのは、見方によっては要領よく、短時間で十分に話を聞く技術でもあります。対立構造の中で中立的に人の話を聞く、そういう技術を教えるものでもあります。何の技術もなくやっていたら、よく話を聞くというのはただずーっと話しているのを聞くということと勘違いされて、時間がかかるというふうに思われがちなんですけど、皆さんの中でもご存じの方もいるかもしれませんが、アクティブ・リスニングという聞き方、積極的傾聴というふうに言われているものですが、難しい要素を全部取っ払っていくと、自分が聞いていることを相手に伝える聞き方なんです。つまり「自分はあなたのことを理解していますよ」ということを伝える聞き方ではありますが、そういう聞き方をすると話が進むことになります。人はわかってもらえないと思うから、クドクド、長々話す面があります。わかってもらえんとすんなりと、砂に水を落とすように染み込む。そういう技術をもう少しつけければ、聞くことと時間を短くすることの両立というのもそれほど難しくないと思われます。同じよ

うなのが、中立的な言い換え。サマラジジング、パラフレージング、リフレイミングといったミディエーションの技法の中にもあるわけです。そういったことをやれば少し違う側面も出てくるように思います。聞くことと時間の両立という可能性が出てくるんじゃないかというふうに思っていますし、そろそろ裁判官といえますか、法律理論ばかりやっていた法律家も、少しそういうところにも気を遣う時代になったのではないかなと思っています。

最後でございます。法と心理学を学ぶ意義や目的は何だろうかということについてお話しします。これは私の授業の最初にやることですが、きょうは最後にやります。心理学的な視点を使ってもたらされるものは何かという点ですが、一つは極めて皮肉って言うるので言い過ぎかもしれませんが、人間不在の理論教育に陥りがちな法科大学院教育の中で、規範論法理論と人間としての当事者要求や現実の社会的要求とを結び付けること。すなわち、人はこういうものだということを認識した上で法理論をしてもらう、ということが心理学的な視点でものを見ることの意義ではないかなと思っています。

もう一つは、心理学的な視点をを用いることで、事実認定のところにもありましたように、少し科学的な事実認定をしてもらいたい。科学的に訴訟制度とか手続をデザインしてもらいたい。別な言葉で言えば、法と心理学を用いることによって、理念ばかりではなくて、理論的な一貫性とかそういうことだけではなくて、現実動くものを科学的につくることができるという点です。

私、実は博士号をこの東北大学からいただいております。その博士号をもらった本は『民事裁判の心理学序説』というのですが、最終章では、こういう知識を使って、合理的な裁判制度をつくるということを日本でもやるべきではないかということを書きました。そこで、こういう手続に関する客観的な知識を使って手続というのは構成する Procedural Engineering と言いますが、手続工学とでもいうものを作らなくてはならないと主張しました。そういった視点で、人間の血の通った、かつ、合理的な制度を作るために、法と心理学というのは重要だというふうに思っております。きょうはその一部でもお話しできていれば良かったと思うんですけども、長くなりましたがこれで終わります。

どうもありがとうございました。

(拍手)



講演中の菅原郁夫先生

[本研究会にご出席賜った 林屋 礼二 東北大学名誉教授より頂戴したコメントを付記します。]

今、ご紹介いただきました名誉教授の林屋でございます。

私は昭和 48 年に恩師の斎藤秀夫先生の後任として東北大学に來たわけでございます。民事訴訟法、それから民事執行法、破産法、それからゼミ。そういうものを担当して、平成 6 年に定年退官をしたわけです。その在職中、きょう講演をした菅原教授が助手として私のところに入ってきて、民事訴訟法の研究を始めたわけです。

それで、助手論文を何にするかという相談を受けまして、私は菅原君に「裁判心理学をやったらどうか」ということを言ったわけでありまして。なぜそういうふうに言ったかといいますと、旧制の高等学校の哲学関係なんかでも、哲学、論理学、倫理学、心理学など、そういった講義がありまして、私は心理学の講義を受けました。

当時、東京大学の千輪浩先生の『現代心理学』という本がありました。このくらいの厚さでした。それを読んだところ、とっても面白いんですね、心理学。それで私は心理学に非常に関心を持っていた。その後、私は民事訴訟を専攻するということになって、民訴の研究者になったわけです。それで東北大学に來て、菅原君から「どういうテーマで助手論文やったらいいでしょうか」と相談を受けたわけです。

その前から、私は民事訴訟法を専攻していて、裁判官も人間だし、原告も人間だし、被告も人間。訴訟代理人も人間、証人も人間だし、鑑定人も人間。みんな人間なわけですから。だから、訴訟関係者が人間だということを十分に理解して、この訴訟手続理論を深めていかなきゃいけないんじゃないかなと思っていました。

その当時、例えば口頭弁論期日が開かれても、それから 1 カ月も 2 カ月も、場合によっては 3 カ月も経ってから次の期日が開かれる。また同じようにして期日が開かれていくわけですけども、例えば心理学的に言って、人間の記憶力なんていうのはどんどん下がっていくわけですね。そうすると、3 カ月も経ってからまた審理をするということになると、裁判官もまた全部記憶を呼び戻さなきゃならないし、非常に不経済なわけですね。ちょっとそんなことを考えてみただけでも、もっと裁判の手続というものを心理学の成果を基にして、活用して、合理的に手続構成をするようにしていくことができるんじゃないか。それからまた、いろんな裁判の問題についても、心理学的な見地から考えていくということをやればだろうと私自身は思ったわけでありまして。

今の制度はいろいろありますけれども、法史的に、歴史的にずっとたどっていけば、ローマ・ゲルマンまでたどれる場合もあるんですね。ローマ・ゲルマン、カノン法、ドイツ普通法。そんなふうな形でたどれる。そういういろんな制度の歴史的な沿革を調べて、しかしそれにとらわれないで、今日の 20 世紀、21 世紀の法思想からその制度がいかにあるべきか、これを考える。そういう面からの研究を私はしていたものですから、日本の民事訴訟の問題を考える上で法心理学的な見地からの研究は大事だと思ったんですけども、自分ができないものですから誰かやってくれないかと思ってた。そこに菅原君が出てきたわけですね。

その前にも何人かに、「助手論文に法心理学的な、あるいは裁判心理学的なことをやらないか」と言ったんですけど、どうもみんな二の足を踏んでいる。そりゃそう

だと思っんですね。訴訟法を勉強しようとして来ているんですから、これで心理学をやろうということになりますと、心理学を新しく、また別にやらなければならない。大変な負担になるわけです。ですから、みんな二の足を踏んでいたんですけど、菅原君は「どうだ」と言ったら「やってみます」ということなんですね。それで、「じゃあ、やってくれるんなら本格的にやるべきだ」と。「文学部に行って心理学の講義を聴いて。心理学をきちんとやった上で研究をやるように」というふうに言いましたら、菅原君はちゃんとそれをやったんです。しかも、アメリカは裁判心理学研究が盛んでありますけれども、カリフォルニア大学バークレー校に留学して、向こうでいろいろな勉強して帰ってきた。それに基づいて、どんどん、どんどん研究を発表したわけでありす。

今、講演を聞いていて感じたんですけど、菅原君にやってみないかということと言ったときには、刑事訴訟では東北大学を卒業された植松正教授、一橋大学の教授ですが、植松先生が刑事訴訟法関係の心理学的な研究をやっておられた程度で、民事訴訟なんかについてはまったく研究の気配もなかったという、そういう状況だったわけす。

菅原教授はこの間、司法研修所に呼ばれて裁判官を相手にして裁判心理学の講義をしてきた。みんな非常に関心を持って聴いた。研修所がそういうふうな形になってきたということは、実務界でも裁判心理学の重要性を実務家の人たちが感じてきているわけでありす。

そこで、東北大学の法科大学院でもきょうこういったようなプログラムが坂田先生を中心にして組まれる。こういうふうになってきているわけですから、私、講義を聴いていて、昔と今日と本当に隔世の感があると思ったわけす。

そういうふうになってきたというのは、実は菅原君の大変な功績であるわけで、どんどん、どんどんあの日からの研究成果を発表している。しかも、新しい民事訴訟法が制定されたわけですが、その前とその後、利用者の訴訟手続に対する感じ取りはいったいどうなったか、これを心理学的な見地から調べようということ。これも今までなかったことすけれども、そういう実験をやって、今まとめているわけすね。そういうブラクティカルな数字を基にして、しかも心理学的な見地から大いに研究を発表してくれているもんですから、実務界のほうも「なるほど」ということで、こういうふうになってきていると。ですから、私が埋めてほしいと思った穴を菅原君が埋めてくれたということ、非常にうれしく思っているわけでありす。

それと共に、せっかくこうやってこの分野に日が当たってきましたので、この研究をどんどん、どんどんこれからも続けていってくださる方が出てきてもらえるとうれしいわけでありす。こうやって大勢の皆さんがきょうは聴いてくださいましたから、この中からでも菅原君の跡を継いで、そして菅原君と一緒に日本の民事裁判のあり方、公平、適正、迅速、経済の理念に沿った裁判を進めていく上で、どういうふうにかこの手続構成をしていくべきか。そういうことを考えてくださる方が出てきてくだされば大変嬉しい。

これは研究者にならなくてもいいんです。研究者にならなくても実務家でも構わない。実務家だったらそれだけに実務のいろんな経験がありますから、それに基づいてどんどん発表していく。実務家はやっぱりその人でな

いとできないというような一つの研究テーマを持っていくということが大事だと思います。そんなことがこれから生まれていけばいいなというふうに思いながら聴かせていただきました。ちょっと感想だけ申しました。
(拍手)



林屋 礼二 東北大学名誉教授

